
開会宣告

議長（波岡玄智君） ただいまから平成23年第3回浜中町議会定例会を開会いたします。

開議宣告

議長（波岡玄智君） これから、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（波岡玄智君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において、5番成田議員及び6番中山議員を指名いたします。

日程第2 議会運営委員会報告

議長（波岡玄智君） 日程第2 議会運営委員会報告をします。

本件については、議会運営委員会から本定例会の議事運営について、報告書の提出がありました。

委員長より報告を求めます。

5番成田議員。

5番（成田良雄君） （口頭報告あるも省略）

議長（波岡玄智君） お諮りします。

本件は委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は、委員長報告に対する質疑を省略することに決定しました。

これで報告を終わります。

日程第3 会期の決定

議長(波岡玄智君) 日程第3 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員会報告のとおり、本日より15日までの2日間としたいと思います。

これに御異議がありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日より15日までの2日間と決定しました。

諸般報告

議長(波岡玄智君) これから、諸般の報告をします。

まず、本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

次に、本議会までの議会関係諸会議等については記載のとおりです。

これで、諸般報告を終わります。

行政報告

議長(波岡玄智君) 以後の日程に先立ち、町長職務代理者から行政報告の申し出がありましたこれを許します。

副町長。

副町長(松本博君) 本日第3回浜中町議会定例会を開催させていただきましたところ、全員の出席をいただき、誠にありがとうございました。

先の議会から本日までの主なる行政報告を申し上げます。

(行政報告あるも省略)

議長(波岡玄智君) 引き続いて、教育委員会より教育行政報告の申し出がありました。これを許します。

教育長。

教育長(松本賢君) 教育委員会より教育行政の主なものにつきまして、ご報告を申し上げます。

(教育行政報告あるも省略)

日程第4 陳情第1号 住民の安全・安心な暮らしを支える交通運輸行政の充実を 求める陳情書

議長(波岡玄智君) 日程第4 陳情第1を議題とします。

職員に陳情書を朗読させます。

議事係長(箱石雄彦君) (陳情第1号 朗読あるも省略)

議長(波岡玄智君) お諮りします。

ただいま議題となっている陳情第1号は総務経済常任委員会に審査の付託をし、閉会中の継続審査にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号は、総務経済常任委員会に審査の付託をし、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第5 発議案第5号 浜中町長の退職申し出について

議長(波岡玄智君) 日程第5号 発議案第5号を議題とします。職員に発議案を朗読させます。

議事係長(箱石雄彦君) (発議案第5号 朗読あるも省略)

議長(波岡玄智君) お諮りします。

本案は、提案理由の説明・質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、提案理由の説明・質疑・討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから、発議案第5号 採決します。

お諮ります。

本案は、地方自治法第145条の規定により、法定期日前の退職に同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、発議案第5号は、同意することに決定しました。

ここで会議を一時中止いたします。

(中止 午前10時22分)

町長(長谷川徳幸君) (退職挨拶あるも省略)

(再開 午前10時37分)

議長(波岡玄智君) 中止前に引き続き会議を開きます。

日程第6 発議案第6号 軽油引取税等に関する意見書の提出について

議長(波岡玄智君) 日程第6 議案第6号を議題とします。

職員に発議案を朗読させます。

議事係長(箱石雄彦君) (発議案第6号 朗読あるも省略)

議長(波岡玄智君) 本案について、提案理由の説明を求めます。

1 1 番鈴木議員。

1 1 番（鈴木誠君） 本案について、提案の理由をご説明申し上げます。

軽油引取税は、地方税法に定められた地方税目的税のひとつで道府県が道路に関する使用に充てる財源を交付することを目的に、昭和31年に創設された税制度であります。この引取税は道路整備に使用する目的税であります。道路整備による恩恵は広く一般に及ぶことから道路使用に直接関係しないと認められる場合であっても、原則として全て課税の対象とされてきました。

しかしながら、特に政策的配慮の観点から特定の用途に限っては知事の承認により課税免除が認められておりました。本町においても、農林業の機械や漁船で使用する場合は、これに該当します。

しかし、平成21年度の税制改正により、軽油引取税が目的税から普通税に移行されたことにより、現在旧法で規定されていた課税免除については、石油化学製品製造業者が、その原料の用途に供する軽油にかかるもの以外は、平成24年3月31日までの特例措置となっております。

また、農林漁業用A重油は、昭和53年に国税の間接税として創設された石油石炭税が課税されますが、免税還付措置がなされており、これまで数時に亘って延長措置が講じられてきましたが、この免税等の措置が無くなりますと、本町の漁業者は大きな負担増を強いられることとなります。これらの措置が廃止された場合の、本町における影響額について調べてみましたが、浜中町農協における前年度の免税軽油使用料は161万8,800リッターで、免税額の32円10銭を乗じますと約5,196万円。浜中漁協における軽油の使用料は73万7,000リッターで影響額は約2,365万円。漁業用A重油の使用料は169万2,000リッターで免税額が2円4銭で340万円。併せての影響額が約7,900万円となります。本町における農林漁業用の燃油の使用料が、これが全てではありませんから、免税等措置廃止の場合、浜中町における影響額は相当の額に上るものと推測されます。

本町の基幹産業である酪農は、穀物使用価格の高止まりや、生産資材の高騰などにより、厳しい環境に置かれておりますし、一方の漁業においても、輸入水産物の増大に伴う魚価安や沿岸資源の減少などにより、厳しい経営状況にあります。このような状況の中で、仮にも免税等措置が廃止されますと、先に述べた額が事実上の経費増となる訳ですから、農林漁業者のみならず、本町の経済にとっても、大きなマイナスになると思わ

れます。

よって、本意見書がこれまでの特例措置の存続、もしくは新たな農林漁業用燃油に対する免税の免税制度の創設を求めるまでありますので、よろしく御審議の上、本案に御賛同くださいますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、発議案第6号を採決します。

この採決は、起立により行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（波岡玄智君） 起立多数です。

したがって、発議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第7 発議案第7号 森林・林業・木材産業政策の積極的な展開に関する意見書の提出について

議長（波岡玄智君） 日程第7 発議案第7号を議題とします。

職員に発議案を朗読させます。

議事係長（箱石雄彦君） （発議案 朗読あるも省略）

議長（波岡玄智君） お諮りします。

本案は、提案理由の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は提案理由の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから、発議案第7号を採決します。

諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、発議案第7号は、原案のとおり可決されました。

日程第8 一般質問

議長(波岡玄智君) 日程第8 一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

10番加藤議員。

10番(加藤弘二君) 通告に従いまして、質問させていただきます。1項目ですけれども、福島原発事故を教訓として浜中町は、脱原発宣言をすべきではないかと思いますがいかがでしょうか。この原発事故にかかわって質問をすると言うことで、多少勉強も致しましたが、大変難しい問題でありまして、今日質問するということも自分自身の勉強も兼ねての質問でありますので、どうか答弁をお願いしたいなと思います。

安全神話100%を信じて推進してきた、原子力発電所の事故は3月11日発生の東日本大震災の被害、そして復興に大きな困難をもたらしたと思います。マグニチュード9.0の地震と大津波により、福島原子力発電所の1号機から3号機まで全電源喪失圧力容器内の水は蒸発してなくなり水が送れなくなり、第一原発の圧力容器内の核燃料が露出し、炉心がベルトダウンを起こしたと。東京電力が3月11日から14日までの間に余震の核燃料棒がベルトダウン状態にあったと公表したのは、1ヶ月半余り経った5月24日でした。3月12日には1号機が水素爆発を起こし、14日に3号機が、15日には2号機、4号機が水素爆発を起こしました。多量の放射性物質が空中に飛び散り、また、陸から海へ放射性物質が流れました。3月11日から9月初旬までに発表された放射性物質を含む汚染量の海洋汚染ですよね。汚染量の総量はどのくらいになっているかと、押さえておりましたらお願いします。

議長(波岡玄智君) 水産課長。

水産課長(野崎好春君) ただいま御質問のありました、この度の原発事故にかかわる海洋汚染に伴い、政府は4月4日に第一原発から大量の高濃度の放射線汚染水を海に放出したところでございます。翌4月5日には全国の漁業協同組合連合会は、この暴挙に対して強く抗議するということで抗議文を提出したところでございますけれども、ただいまご質問のありました放水量については、私、今手持ちに資料がございませんので、数量に関しては後日調べさせていただきたいと思っております。

議長(波岡玄智君) 10番加藤議員。

10番(加藤弘二君) 今の放出に関してですけれども、色んな調査機関で発表されていることですけれども、東京電力の発表では5月21日現在4,720兆ベクレルと発表しておりますけれども、最近の発表では、日本原子力研究開発機構では9月8日までに海洋への放射能放出総量を1.5京ケラベクレルを超えると発表しました。これは、先ほど東京電力が5月に発表した量の3倍に上るという事です。今回の事故でデータの発表が直ぐ出来なかった事に、多くの国民は非常に苛立ちを感じました。

でも、この原発に関する知識は自分も含めて、ここに住んでいる人々は、とっても少ないのですけれども、浜中の漁師たちは放射性物質の海への流出に対して、とても敏感だったと思っております。事故後3日で次のような心配が漁師の口から出ていたと思っております。相当量の放射性物質が流出し海が汚染されたと。漁業にも相当影響が出ると、800キロも離れた向こうの原発事故でしたけれども、漁師は直ぐに自分の前浜のことを考えながら、そのように言いました。

それで、福島原発周辺の陸から海へ流出した放射性物質は、どんな形で太平洋に広がって行ったか。これは釧路・根室地方の何点かのポイントで、測定したと言うのもありますけれども、どのような形で、海に流れ出た放射性物質は、太平洋に広がって行ったのかと。そういうことを調べる機関というのがあると思っておりますが、その機関名と、その機関が、こんなふうにして福島県原発から徐々に広がって行ったんだよという、そういう説明が出来ればお願いしたいなと思っております。

議長(波岡玄智君) 水産課長。

水産課長(野崎好春君) ただ今ご質問のありました、海水中の放射能汚染につきましては、現在文部科学省、環境省、海上保安庁、東京電力、福島県等が、宮城県、福島県、茨城県沖や福島第一原発周辺において、3月4月におきましては2日に1回程度、その後、5月から8月には週1回程度の日程で、約40カ所の海域のモニタリングを実

施しているところでございます。

現在は、福島第一原発周辺30キロ圏内を除き、放射能濃度は不検出ということで、公表されているところでございます。心配される放射能の海流の関係でございますけども、放射能濃度のシミュレーションの結果、福島沖を含む南、東、北沖の海流は黒潮と津軽暖流、親潮の影響を受けて複雑なゆっくりとした流れとなっており、これにより発電所付近に滞流しております放射能物質を含む海水は、沖に向かって拡散しているという事でございます。現在は、北緯35度から40度の海域で拡散希釈され、東の方に今後は移動して行くというように推察されているところでございます。

5月中に放射能セシウムは全海域で検出限界値以下となっているということで、安堵しているところでございます。

また釧路・根室海域での放射能物質のモニタリングにつきましては、北海道では、安全確認の観点から、本土周辺海域の海岸から17キロから27キロの沖合の室蘭沖、襟裳沖、釧路沖合での海水中の放射性物質の濃度を、7月から8月末まで11回のモニタリングを実施しているところでございます。これにつきましても、いずれも放射性ヨウ素セシウムはいずれも不検出ということで、大変安堵しているというところでございます。

議長（波岡玄智君） 加藤議員。

10番（加藤弘二君） モニタリングで検出したポイントを言われましたけれども、水の表面表層水の検出なのか、あるいは何メートルか下の低層水の検出なのか、あるいはまた、そこで獲った魚からの検出なのか。その辺はいかがでしょうか。

議長（波岡玄智君） 水産課長。

水産課長（野崎好春君） 採水の水については、一応表層水と低層水ということで認識しています。これはあくまでも海水中からのモニタリング結果となっています。

議長（波岡玄智君） 加藤議員。

10番（加藤弘二君） 北海道の方にやってくれば基準値から低いか、あるいは全く検出されなかったというようなことでありますけれども、素人目から見れば、被災した沿岸部の船や家や、そういう残留物が、どんどんこちらの方に、北の方に流れてくるということからすれば、もっと早く検出が計られるのではないのかなと思ったのですが、こちらまでやって来ないという事は、先程、太平洋上に東の方に流れていたという表現もありましたけれども、これは表層から沈澱していくというものもあって、表

層の物質については計れるけれども、低層部の放射性物質については計れないというようなこともあるのではないかなと思います。

それから、昆布の件で言いますと一番底におがっている訳ですから、底の部分の海藻類が、どんなふう汚染されているかというような資料は、自分たちのところには、ほとんど出てきていないのですけれども、その辺の所は今どうなっておりますか。

議長（波岡玄智君） 水産課長。

水産課長（野崎好春君） 昆布を中心とする、海藻類の汚染でございますけれども、水産総合研究センターによる海草類の調査におきましては、わかめ、昆布、アカモクについて福島、宮城県で調査しており、6月2日採取のアカモクの放射性ヨウ素131につきましては、暫定基準値の2,000ベクレル、これを遥かに超える3,000ベクレルという数字が検出されたところでございます。

また、6月23日採取のアカモクのヨウ素131は、530ベクレルということで、大幅に減少をしているというところでございます。

また、北海道における主要水産物である昆布につきましては、7月18日から29日に掛けて主要生産地であります、函館沖、新日高沖、厚岸町沖、根室沖で、それぞれ放射性ヨウ素セシウムの検査をしておりますけれども、これも、いずれも不検出ということで、北海道からの公表がされております。以上です。

議長（波岡玄智君） 加藤議員。

10番（加藤弘二君） 検出するポイントの数です。この大海からみれば本当に、この一部の所でしか検出されないと。私としては、陸上で福島県や宮城県や岩手県陸上の畑での検出は非常に小まめにやられているのですけれども、それに比べれば、海洋での汚染度調査というのは、とっても大ざっぱな検査ではないかと。未検出であったということは良いですけれども、それが本当に信用されるものかどうかということは、もう少し、きめ細かな調査というものが必要なのではないかなと思うのですが、その点についてはいかがですか。

議長（波岡玄智君） 水産課長。

水産課長（野崎好春君） 海洋に関して検査するという事は、大変広い範囲の検出のモニタリングが必要になっていきます。

また、漁種についても数多くの魚種がある中で、やはり操業を兼ねながらの採取、魚を獲ったり昆布を獲ったりということの採取となる事から、中々こう浜中沖とか散布沖

とか、かなり細かく検査するという事は、大変厳しい状況となっているところでございますし、今回北海道で調査し発表した測定結果については、水産団体としては満足のするものだというふうに認識しております。

議長（波岡玄智君） 加藤議員。

10番（加藤弘二君） 簡易的な測定器というのは、陸上では大した大きなお金ではなくて、自分で手に入れる、そして測定することが出来るのですけれども、海洋で例えば、漁師がそれらの機材を持って測定するというような方向というのは、国や道で考えられていないのでしょうか。

議長（波岡玄智君） 水産課長。

水産課長（野崎好春君） 現在は、北海道からの委託を受けて、衛生研究所で調査しております。漁業者の皆さんに、そういう簡易的な機材を持たせて検査するというところまでは行ってないと、そういうふうに認識しております。

ただ今後、対策として水産庁では今まで各都道府県にお任せしていた、こういうモニタリング調査を、今後、国が責任を持って、本道海域のサンマや秋サケ、イカやスケソウダラと言った主要生産物のモニタリングについて、引続き調査をするというふうに決まっておりますので、ご理解願いたいと思います。

議長（波岡玄智君） 加藤議員。

10番（加藤弘二君） 次に回遊魚、サンマやサケ・マス等はずっと南下して、福島の方まで南下して、それからまた、こちらに北上してくると言うことからすれば、今年はサンマからは検出されなかったのですけれども、来年や再来年、影響が出るのではないかという漁民の間でも、心配がなされておりますけれども、そういう将来的な回遊魚の汚染について心配するというか、そういう来年あたりは危ないとか、再来年は危ないとか、そういう研究予想を立てている機関はございましたか。

議長（波岡玄智君） 水産課長。

水産課長（野崎好春君） 回遊魚であります、サケ・マスやサンマの関係で、来年度以降の汚染の懸念についてでございますけれども、海産物の放射性セシウムの濃度は、周囲の海水中の放射性物質の濃度の50から100倍に濃縮されるというふうに、報告されています。

また、海水中の放射性物質の濃度が上がれば当然、高くなりますし、下がれば徐々に排出され50日程度で半減されることが分かっております。よって、回遊魚であること

から、来年度以降の放射性物質に汚染されるということの懸念でございますけども、余り心配しなくても良いのかなというふうに一部で報道されております。

議長（波岡玄智君） 加藤議員。

10番（加藤弘二君） 将来において来年はともかく、私は食物連鎖でプランクトンから小魚からサンマ、サンマから更に大きな魚へという事で、食物連鎖で段々汚染されて行くという状況が、あるのではないかとそういう点についてはいかがですか。

議長（波岡玄智君） 水産課長。

水産課長（野崎好春君） 当然、魚でございますので小さいプランクトンを食べて小魚が育って、小魚をまた大きな魚が食べるという、そういう食物連鎖の関係はあろうかと思えますけれども、例を取るとサンマにつきましては、正式な生体というのは、はっきりしておりませんが、1年魚あるいは2年魚が主となっておりますので、現在、獲れているサンマについては、昨年の春生まれ、または秋以降に生まれた魚で、1年魚と言っていくくらいの生体になっていきますので、長くその海域を泳いで生息している魚ではないと認識しておりますので、来年度以降の、このサンマの放射性物質については、心配しなくてもいいのかなというように考えております。

ただ、サケ・マスについても、放流して4年間オホーツク海、そして北米の方まで、4年間かけて行って帰ってくるという事ですので、今年、福島県が東北三県の施設から、自然放流されていたサケ・マスについては、4年後どういうふうになるのかなということは懸念されておりますので、それについては、引き続き水産庁の方で、水産物のモニタリング調査を継続して実施していくというふうになっておりますので、ご理解願いたいと思います。

議長（波岡玄智君） 加藤議員。

10番（加藤弘二君） 生産地で汚染があったというのがあれば、生産物が売れなくなるという現象が起きていますよね。今、福島で福島産というだけで、皆さん敬遠すると。

しかし、新聞等では売れない桃が実は検査で何でもないんだと。是非、買ってもらいたい、支援して欲しいという事で、多くの皆さんが買うのですが、私も購入しましたけれども、箱の中に放射能物質の検査収容済みの桃です。というチラシが必ず入っています。

ですから、もしもそういう汚染地域があれば、生産したものについて、これは大丈夫

ですというお墨つきのものを箱に入れて出荷しなくてはならないという、そういうのはあります。実際に、そういう物を売るのに、そういう説明書きを付けて出さなくてはならないという実態ですね。

しかし、それを受け取った自分たちは果たして、これは大丈夫ですよと言われていても、信用することができるかと言えば中々信用できない。それは、今回の原発事故があってから何シーベルト、何シーベルトとあって、これは基準より下がっているから人体には影響はありませんと。

しかし、色々調べてみればかなり乱暴な事を言っているんじゃないかという事も、どんどんその基準値も上げたり下げたりというのがなされていて、果たして本当にゼ口なのか。どうなのかということでは、今汚されたそういう産物でも、食べられないのだろうかという、研究も始まっているようであります、魚や果物が汚染されたから、これは食べないようにしようということではなくて、年齢によって60歳以上の方は、これ食べていいよと。

でも赤ちゃんや妊婦、20歳以前の方は避けるようにとか、そういう表示で販売してはどうかという事まで出ているんですね。そうすれば、生産者が多少は汚染されても買うことが出来ると。60歳過ぎた人であれば、30年以上は大丈夫だろうからというふうなことで、このぐらいだったら良いわと、正直に何シーベルトとか何ベクレルとか、そういう単位を表示して全く買わないということになれば、生産したのはほとんど売れないという事から、そういうことも準備する必要があるのではないかとこの事も出ておりますけれども、サンマが将来どうなるのかと、多分大丈夫でしょうという課長の話ですけれども、もしも、そういうものが出た場合に、この道東の海で検出されたという場合に、どうするのかという方向について考えはありますか。

議長（波岡玄智君） 水産課長。

水産課長（野崎好春君） 水産物の放射性物質の関係でございますけれども、先ほどもお話ししておりますけれども、北海道において主要水産物のモニタリングにつきまして、1週間に2～3回程度、追跡調査しております。

その結果、数字的には食品衛生法の基準に基づく、食品中の放射性物質の暫定基準値、これが魚介類で放射性ヨウ素2,000ベクレル、セシウムで500ベクレル、実際に北海道内で5月からサケ・マス、あるいはサンマ等の追跡調査をした結果、多い数字でも6ベクレル、500分の1とか100分の1とか、完全に安心できるものだというふ

うに認識しています。消費者に対しても、北海道のホームページでも、この数字については公表されておりますし、さらに消費者に安全なものを届ける意味からも、引き続き水産物の調査をしながら、北海道の水産物は安全だというものをPRしていきたいというふうに考えております。

議長（波岡玄智君） 加藤議員。

10番（加藤弘二君） 私は、将来そういうふうにしてでも売らなければ、生産者は大変かなというふうに思って質問しました。原発の事故ですけれども、孫子の代まで続く事になると思います。元を正せば原発の存在、原発があるからだという事だと私は思います。

今回の事故で不思議なことは、放射性物質の流出についての報道は、取水口付近から流出という表現と、意図的に放出した集中廃棄物処理施設の汚染水という2種類の、ただ単に亀裂から漏れた汚染水と、それから溜めていた貯水場が溢れるので流さなくてはならないと。意図的に流さなくてはならないという報道がなされて、いずれにしても、原発原子力発電所というのは、放射性物質の処理に困ったら、海に放出しても良いのだと、暗黙のうちであるいは平気で捨てているように私には見えたのですけれども、そういう放射性物質を困った時には海に捨ててもいいと、構わないんだというような法律というのはありますでしょうか。

議長（波岡玄智君） 水産課長。

水産課長（野崎好春君） 困ったときの放出の関係については、ちょっと理解をしておりますけれども、原発の配水基準、これにつきましては法で定められておりまして、原発から海に放流する放射性物質を含む排水については、法律で定められております。

議長（波岡玄智君） 加藤議員。

10番（加藤弘二君） 法律で定められている、流している部分はいいんですけれども、今回のような事故で放出した部分や、それから処理できなくて放出した部分について、流すことについてどうなのかと。それに対する責任の追及もほとんど見られなかったのですが、こういうことに対しての、国が当然の態度というのは見られなかったもので、これは法律上認められた事でなくて、認められない事だったにもかかわらず、やってしまったというふうに見受けられるのですけれども、仕方ないことだったと言う事でしょうか。

議長（波岡玄智君） 加藤議員、先般申し上げましたけれども、ここは国の予算委員

会じゃございませんので、浜中町になるべくかかわる今のような質問というのは、ちょっと答弁する方も、なかなか難しいだろうと思いますので、なるべく喫緊の課題に絞って御配慮をいただきたいと、このように思います。答弁ありますか。

水産課長。

水産課長(野崎好春君) 前段でも申し上げましたとおり、高濃度の汚染水が海に放出されたということにつきましては、漁業団体初め、多くの漁民の方々が、今後の海洋汚染あるいは水産物に対する汚染に対して、相当心配されていたということで、全漁連としては、抗議文を発したということでございますし、一部ホームページなんか見ますと、それぞれの意見はあろうかと思えますけれども、その汚染水を処理するという方策については、漁業あるいは漁業関係団体としては、誠に残念なことではございますけれども、海水に放流するという事が、一部では最適だったのかなというような記載もされているところでございます。

議長(波岡玄智君) 加藤議員。

10番(加藤弘二君) 議長から質問の仕方についてという事で注意がありましたけれども、大変、質問も私の方としても難しいなと思いつながら、これからも質問させていただきたいなと思えます。

今回の原発事故で一番問題になったのは、放射性物質が海洋汚染の場合、海に流出したという事で、今水産課長がおっしゃられましたように、本当にいち早く漁業団体が東京電力に抗議したり、国に対して要請したりということは、本当に良かったなと思えます。

しかし、ちょっと考えてみれば何処の地域でも、この原子力発電所というのは、全部で54基あるようですけれども、すべて海岸線に建てられています。今、お話あったように処理する時に、海に流せば希釈されて大した影響はないと、汚染された土を取り除くことも要らないしという、そういうのもあると思うのですけれども、ただ、そこにみんなの目が注目されている訳ですが、原子力発電所の建設について、一番最初に問題になったことは、温排水、原子力発電所から流される温排水によって、海水が暖められるということが問題になりましたけれども、それがしばらくの間なかったと、そういうことも原子力発電所の場合に問題となって、今でも更に問題にすべきことということで、温排水のことについてあるのですが、その辺はどんなふうに把握しておりますか。

議長(波岡玄智君) 水産課長。

水産課長(野崎好春君) ただ今の温排水の関係でございますけれども、私、今手元に、その資料等ございませんので承知しておりません。

議長(波岡玄智君) 加藤議員。

10番(加藤弘二君) 放射性物質が海に流れるということ以前に、温排水の問題になっているのですけれど、これは調べてもらいたいと思うのですが、100万キロワットの原発であれば300キロワット分の電気を発生させる、熱を発生させることができるのですけれども、それを、その3分の1の100万キロワットしか電気に変えることが出来なくて、後の200万キロワットというのは、冷やして海に流さなければならぬというのがあって、何と1秒間に70トンの海水を対流させるという、海から70トンの海水を引き寄せてそして流すと。出て行く時には7度の温度になって、7度プラスになって出ていくというのがありまして、これが54基の原子力発電所から出る配水、7度高くなった温度が出て行くというのは、54基分で年間1,000億トンとされておりまして。

日本は雨の多い国で、雨が降った水が川に流れていく量が、全部で4,000億トンとされておりまして。ですから、原子力発電所から出される温配水は、川から流れて行く量の全国の総量の4分の1が温められて、そこから出て行くと。これは相当な量だと私は思います。浜に行って今漁師に話を聞くと、水温が暖かくてと。秋サケも良いけれども、ブリやマグロが入ってくると。これ相当前から聞いていたのですけれども、更にこれは酷くなっていくという事からすれば、これも原子力発電所の為に、漁業に対する影響というのは、とても大きいのかなと私は思います。

それで、漁業と酪農の町、浜中町ですから、私達は福島で生活している漁業者の実態はテレビを見たり、漁に出られないというようなことを知れば、家も船も網も生産手段全てを失ってしまった漁師達はどんな思いで、漁にも出られないのですよ。30キロ以内は。そういうことを思うならば、今福島の漁業者だけでなく、市民はもう原発は懲り懲りだという事を言っております。

しかし、この原発は懲り懲りだというのは、あそこだけにしておく訳にはいかないと私は思います。全ての市町村が、あの原発事故の被害を受けて大変な思いをしている、その思いを自分たちの町として、全国で原子力発電所を無くしていくという事を言って歩く。その為に私たちの町は、大変小さい町ではありますがけれども、核兵器廃絶宣言をしたと同様に、浜中町でも脱原発宣言をすべきではないのかと、私は福島県民の気持ちに連帯

して、原発ゼロを目指す宣言をすべきじゃないのかと思うのですが如何でしょうか。

議長（波岡玄智君） 総務課長。

総務課長（上田幸作君） ただ今の脱原発宣言をすべきじゃないかという御質問にお答えいたします。

まず、基本的に原子力行政につきましては、国の専管事項となっております。原子力発電所の安全確保の権限と責任は国にあると認識しております。原子力発電につきまして、3月11日の福島第1原子力発電所の事故が起きる前から、今議員おっしゃったように、さまざまな推進意見があり、また反対の意見があることも承知しております。

今、この3月11日の事故を受けまして、世界レベル、国レベルで非常に大きな課題として論議されていることも承知しておりますし、報道を見る限りでは幾つかの国レベル、国では既に期限を決めて脱原発を表明した国、それから一部推進しようとしている国があることも事実の事でございます。

今議員おっしゃいましたとおり、本町としても漁業と酪農の一次産業の町でありますので、その放射能の検出の問題ばかりではなくて、先ほどの議論の中にもありました、風評被害とまた更には人体への影響も含めて、いち早い終息を願っている訳でありますけれども、災害対策基本法ですとか、原子力災害対策特別措置法の見直しが今、国レベル、道レベルで進められておりますし、それに合わせまして、この原子力発電に代わるエネルギーの関係など様々な考え、問題がありますけれども、御質問の脱原発の表明と言いますか、きっぱりと表明すべきではないかという事につきましては、いずれ判断する時が来るかも知れませんが、今現在、国、道の先ほどの色んな見直し関係も含めまして、国や道の動向に注視して参りたいと存じますので、今ここで判断するというふうには申し上げられませんが、そういうことでご理解いただきたいと思っております。

議長（波岡玄智君） 加藤議員。

10番（加藤弘二君） 東日本大震災、そして原発の事故これが起きて9月11日で半年を超えました。それでテレビの一番のニュースは、今尚、原発のニュースがトップニュースとなって出ておりますけれども、今も続く原発で何も出来ないという、そういう状況を見て日本の国民は、やはり自分達の考えをきちんと持つべきだと思うのですね。

浜中町では、やはり今総務課長も言われましたけれど、漁業者や農業者の立場に立てば即やめて欲しいと。しかし、使う電力もある訳だから、もう少し総合的に考えて徐々に無くして行くと。徐々に無くして行く行先は、原発ゼロの目標を持っていくんだとい

うことが、目標がなければ減らしていくという方向にならない訳ですから、だからゼロを目指して、明日から直ぐ無くすと私は言っているのではなくて、電力も維持しながらということもあるのですが、ただ自然エネルギーを使うことによって、現在ある原子力発電所を抜かした他でも賄って行けるのではないかと計算もある訳で、そういう意味では目標をゼロにすると、これは5年後10年後という、そういうスパンで最終的にはゼロにするという、その目標がなかったら、今どっちがどうだという事では無く、自分たちはこういう数年後の目標を持ちながら、ゼロの方向に進んで行くんだという事を、そういう宣言を私はすることが出来るのではないかなと思います。

しかし、自分も含めてそうですけれど、原発に関する学習が大変乏しいというふうにするので、浜中町として原発問題を考えると、これは農業・漁業、一次産業を守っていく観点から、ゼロを目指しながらも勉強して行くという事を町が率先して、そういう機会を持つと言う事についてはいかがでしょうか。

議長（波岡玄智君） 総務課長。

総務課長（上田幸作君） 町が率先して、いわゆる原子力発電の仕組みですとか、危険性について、そういう学習する機会を持ってはどうかという御質問でございます。

確かに、原子力発電の仕組みと危険性を、この度の事故を見た時に学習する機会、提供する機会の必要性は確かにあると思いますし、色んな機関ですとか場面で、数多くの学習する機会があればいいと思っております。

現在は、先ほど申しました国、道それから周辺市町村で色んな形で、そういうこの3月11日の事故前の事ですので、その原子力発電の仕組みとか、安全性とかが、主な形で色んな学習の機会、例えばパンフレット、それから講演会などを行っておりますけれども、今この町が、浜中町としても行うべきでないかというご意見でございますけれども、これらにつきましても、国のこの震災を受けまして、防災基本法とかの見直しがない、それに伴いまして以前、浜中町におきましても、地域防災計画の見直し等進めているところでございますが、その中でも原子力発電のいわゆる学習する機会と申しますか、そういう1項目を取り上げながら、どうしたら良いのか浜中町として、どの程度どんなことを行ったらいいのかという事も、その地域防災計画をつくる防災会議の中で、1つのテーマとして取り上げていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（波岡玄智君） 加藤議員。

10番(加藤弘二君) 防災計画の中に放射性物質、放射能に対する対応の仕方も考えていかなければならないというふうに受け取りました。

私、この原子力発電所の事故について最も敏感に心配しているのは、子供たちだと思うのです。小学校・中学校・高等学校において、原子力発電所について、たくさんのエネルギー、今では自然エネルギーとか、水素を使ったエネルギーとか、色々記述はあるのかなと思いますが、原子力発電所について教科書では、どんな程度の記述になっているのでしょうか。

議長(波岡玄智君) 指導室長。

指導室長(梅津和広君) 小中学校において原子力発電について、どのように記述されているか、教科書に原発事故の危険性について、記述はあるかというご質問についてお答えをしたいと思います。

原子力発電に関する学習については、学習指導要領の内容に基づき小学校では社会科で、中学校では理科と社会科で学習が行われております。具体的な教科書の記述については、小学校では暮らしを支える電気はどこからという事で、水力、火力、原子力発電所があるというような程度の内容です。中学校におきましては、理科の第一分野で、エネルギーと資源の領域の中で、原子力発電の仕組みが扱われていて、具体的にはウラン等の燃料は少量で莫大なエネルギーを得ることが出来る反面、放射能が人体や作物等に大量にあたると危険なので、常に厳しく監視して安全を確保する必要があります。

万一、事故が起きた場合の、放射能汚染の防止や使用済み核燃料の安全な処理など、今後さらに研究して、解決していかなければならない問題が残されているという内容の記述により指導されています。

また、社会の地理におきましては、世界と日本の産業、日本の資源とエネルギーという内容の中で、火力発電は電力を安定して、また必要に応じて発電量を調整しながら供給できますが、化石燃料を使うことで二酸化炭素を排出します。

一方、原子力発電は二酸化炭素を排出しない利点がありますが、放射能の安全性を巡り課題等もあります。というような内容で、関連する表やグラフ等が記載されております。

また社会の公民においては、国際問題と地球史に21世紀の資源とエネルギー問題という内容の中で、原子力発電は大量のエネルギーを供給でき、原料となるウランを繰り返し利用できる利点があります。

しかし、人体に有害な放射能を大量に発生させる為、事故が起きた時の被害は大きく、放射線廃棄物の処理、処分などの問題もあり、こうした課題の解決が目指されていますというような内容により学習指導が行われております。以上です。

議長（波岡玄智君） 加藤議員。

10番（加藤弘二君） 指導室長の方から答弁がありましたけれども、原子力発電所にかかわっての記述は的を得た内容になっているなと思います。

ただ今回、危険性があると言われた部分で、核廃棄物の処理の問題等もあるというような事も書かれておりましたけれども、今、非常に福島の中で興味が出た中で、あると思うのですが、浜中町として、原子力発電の放射能汚染を中心とした、そういう知識を子供達に、どんな方法で教えたらいいか、社会科や理科の先生達で集まって、指導案をどうやって作っていくか、そういう研究をするというようなことは考えられませんか。

議長（波岡玄智君） 指導室長。

指導室長（梅津和広君） 人間が水力、火力、原子力など多様な方法でエネルギーを得ている事を、エネルギー資源と関連させながら理解すると共に、エネルギーを有効、安全に利用することの重要性を認識すること。

また、日本はエネルギー資源が乏しく、その安定確保が大きな課題であること、今後、環境への負荷がなるべく小さいエネルギー資源の開発と、利用が課題であることを認識し、太陽光、風力、地熱、バイオマス、あるいは水素など新しいエネルギー資源の利用、新たなエネルギー開発の現状や課題を考えることが重要であり、そのような認識の下、教育現場では、各校で学習指導が、それぞれの担当の先生により適切に行われているという状況であります。

加えて、今回の震災による原発事故の状況や、避難の状況をしっかりと見つめ、大変な事故であるという事を具体的に認識し、教訓とすることも大切であると思います。事故が起こって直ぐ3学期中に、児童会長や生徒会長をリーダーとして、主体的に募金活動をやった学校も多くありますし、少年の主張大会においては、原発の危険性、エネルギーの有効利用、新エネルギーの開発等に目を向けた主張の生徒が、沢山あったところで本町の教育の成果でもあると思います。

議長（波岡玄智君） 加藤議員。

10番（加藤弘二君） 子供たちの教育については、子供たち自らが学ぶということ

の手助けとして教職員の研究と言いますか、子供たちをどうやって導いていくかというところの研究もやって欲しいなと思います。質問の最後の方になります。

今、原発ゼロにという、そういう方向でという事ですけれども、町独自で太陽光発電、バイオマス発電等、浜中町に適した発電で、自力で電力を賄うようなものも考えているかなと思うのですけれども、政策に踏み切るべきだと思うのですが、これはいかがでしょうか。

議長（波岡玄智君） 総務課長。

総務課長（上田幸作君） 自力で電力を賄う政策に踏み切るべきではないか、という御質問でございます。

町独自という部分で言いますと、将来的に国の施策の大きな転換ですとか、画期的な技術の進歩等により今、再生可能エネルギーといいますか、自然エネルギーの利用可能な、町村独自でも可能な時代が来るかも知れませんが、現時点では、再生可能エネルギー、自然エネルギーにつきましては、不安定なということもありまして、浜中町の電力を自力で直ぐ賄うというふうには、中々難しいと思いますし、また、発電所の設置だとかにつきまます、電気事業法の関係などでも非常に、大きな専門的な調査ですとか、そういう資格を持った方ですとかがありますし、大きな投資も出てくると思いますので、3月11日の大震災前から、この大震災があって、今俄かに、このエネルギー問題話題になっておりますけれども、この震災以前からも省エネ対策という事で、自然エネルギー、今再生可能エネルギーというような言い方をしておりますけれども、浜中町としては積極的に取り組んでいるところでございますし、今後も再生可能エネルギーの、色々な場面での導入に積極的に、取り組んでいきたいと考えますので御理解いただきたいと思っております。

議長（波岡玄智君） 加藤議員。

10番（加藤弘二君） 今、課長から答弁あったように、今でも太陽光発電だとか、農家中心にずっと進めておりますし、一般の町民にしても、もう少し求め安い価格、それから、それを何処に建設するかという、自分の家敷地が狭くてという事もあるのですが、そういう方向も是非見出してもらいたいし、それから浜中のなという事も、働いている人方に力も借りて、是非、考え出していくようにしてもらいたいと思っております。

最後に、副町長に答弁をお願い致します。先程、私は脱原発宣言という事で、これは、今直ぐという事ではなくて、そういう目標を持ちながら、日本から原発を1つ1つ無く

していく。そして5年10年先に無くなるような、それまでに地域で原発に代わるようなエネルギーを作っていくと、そういうことで進めるという事はいかがでしょうかという事を、副町長の答弁として聞きたいと思います。

議長（波岡玄智君） 副町長。

副町長（松本博君） ひとつ外国の例で申し上げますと、ドイツではエネルギー政策というのは、2010年から11年に大きく変化したのですけれども、その時2010年のメルケル政権、今の政権ですけれども、前政権が決めていた脱原発路線、その時は脱原発路線だったのですけれども、この事がなってから、急に原子力推進に路線を転換しました。

そして、その中でこの福島で日本が事故が起きて、その後、原発の委員会を含めて、ドイツで行われた委員会の中で、脱原発の方向が出されたのですけれども、これでしっかりドイツの政策も、また180度転換して脱原発になったという事で、そして、また10年以内にその事をして行こうという方針を、ドイツの国は決めたという事でございます。日本で起きた事故が、契機でドイツの国では脱原発だと。ただ、フランスでは逆に更に推進していくのだという、2つの道があるのでしょうか、そういう方向で今外国でも行っていると思います。

それと今回、野田政権が発足して、最初に記者会見で新たな原発は造らない、造るような状況ではないだろうという発言がありました。昨日も所信表明の演説の中でも、しっかり、これからエネルギー政策については、2030年まで基本計画を白紙から見直すという事を言っています。そしてまた、原発についての依存度を、可能な限り引き下げていくという方向性を出しております。更に、それについては、しっかり国民の各層の意見を聞いて決めていきたいという方向だと思います。ですから、日本でもやっぱり大きく動いていると思います。

また、北海道では昨日の北海道新聞では、自然エネルギー、再エネルギーについて積極的に、全道の市町村の可能な量を算出して、今後再生エネルギーに対して支援して行くという方向も出していき、そういう基本方針を作ったようであります。何れにしても、この方針というのは当然、国がしっかり決めることですし、国民がそのことをしっかり、その意見を反映していくのが筋だというふうに思っております。

ただ、今回福島で起きた事故を見ますと、人間が造ったものでありながら、中々その収束に向けて、人が行って直せるようなものでもない、そしてまた、将来その保管する

のに凄い時間を要する、年数を要していかなければ半減しないということが、段々、今回国民の中でも、福島事故以来勉強してきて、凄いものだという事が分かってきたのではないかと思います。今の段階で国民の意向調査なんて聞くと、多分、間違いなく半分以上は、脱原発の方だという意向が示されるのではないかというふうに思っております。そんな意味で、方向性としては、そういう方向に行くのではないかというふうに思っているところであります。考え方は、見方はそういうふうに見ています。

それから、エネルギーの関係の再生エネルギーを含めて、浜中町的には、資源循環型含めて色々な事をやっていますけれども、町独自でその太陽光の助成措置もしていますけれども、また、浜中農協では中山間地域で、直接支払で太陽光を、多くの太陽光発電を始めましたし、それから浜中町では風車が動いていますし、別な法人でも動いています。それからすると、小さな町ですけれども、先進的な取り組みが組まれていて、そのことが確かに、それは再生エネルギーだとか、自然エネルギーの事でありましてけれども、その切っ掛けになっているのは、積極的にエネルギー作りをしているのは、的確にやっているのは、この町ではないかなと思っています。

そんな意味で、是非これからも、どんなエネルギーが出てくるか分かりませんが、今あるもの太陽も含めて、風も含めて、それからバイオを含めるとすれば、そのものは沢山、この町にあるかなと思っています。そうすると、電力も発生する可能性も十分にあるんだという、これを積極的に、これからのまちづくりの中で生かして行きたいというふうに思っています。

最後に脱原発、その事について、しっかり町として決めてはどうかという、お話がありましたけれども、時期的には、現在、私は職務代理の副町長でありますから、10月には町長選もありますし、その中でという事もありますけれども、ただ、これを町独自で決めるのではなくて、やっぱり町民の意向、更には議会の意向を含めて、しっかり聞いて、そして判断するのが新しい町長だと思っておりますので、そういう方向で行ってもらえればというふうに思っているところです。以上です。

議長（波岡玄智君） この際、暫時休憩いたします。

（休憩 午後 12時 6分）

（再開 午後 1時00分）

議長（波岡玄智君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。次の通告者。

2 番石橋議員。

2 番(石橋節男君) それでは質問いたします。

まず、MGロード、霧多布大橋間、約5キロの歩道の雑草駆除対策について、お尋ねをいたします。現在、浜中町では町活性化の一環として、観光協会を中心に、観光客誘致に鋭意努力をしているところでございます。それらの活動も功を奏し、リピーターも大変多くなってきております。観光客の目的は、それぞれでありましようが、大方の感想としては、広大な牧草地でのんびり牛が草を食む様子には、とても心が和むようであります。

また、湿原センターからの眺望は、どこまでも続く湿原の広さと、洋上に浮かぶ島なみが美しく、心が洗われると言われております。特に都会の雑踏から逃れてきた方には、我町の景観は、まさに癒しの場を提供しているものと言っても過言ではないでしょう。霧多布岬のキャンプ場も大変きれいに整備されて、高い人気があります。

しかしながら、不評も受け賜っております。それは、湿原を横切るMGロードから霧多布大橋までの約5キロ間の歩道の雑草繁茂であります。実際に走行してみますと、MGロードでは眺望を確保する為に、擬木柵を撤去したはずであります。場所によっては、かつての柵よりも背の高い雑草が繁茂しているところがあります。眺望を遮っております。

また、車道と歩道間の縁石付近から延びる雑草には、夜間運転時、それを野生動物と見間違えて急ブレーキを踏んだ所もあると伺っております。このような状況では、景観はもとより、交通安全の面からも大いに問題があります。MGロードが町民に歓迎の心が伝わるウエルカムロードになるような、そんな雑草駆除はできないものか。当該区間の草刈りの状況は現在どうなっているのか、説明をお願いいたします。

議長(波岡玄智君) 建設水道課長。

建設水道課長(佐藤佳信君) それではお答えいたします。

MGロードにつきましては、北海道が道路管理者である一般道道、琵琶瀬、茶内停車場線のうち、霧多布湿原部分であります。ご質問の通り道路の路肩や、法面に繁茂する草であります。近年、特に草丈が高くなってきているように感じられます。

更には、エゾ鹿の道路横断や、路肩での採食する頭数も増加しており、車両の運転時には交通安全上、特に注意が必要な状況となっております。道道を管理しております、釧路建設管理部厚岸出張所、以前の釧路土木現業所厚岸出張所でございますけれど

も、厚岸出張所管内の維持管理の草刈りの管理水準では、交通安全上の支障が生じる場合に、市外地及び郊外地の通学路の草刈りは、1人で通学を始める小学1年生を想定し、上半身が確認できる程度の草丈に、通学路を除く郊外地は、安全施設を確認できる程度の草丈を目安に管理することとなっておりますが、地域の特記事項等として、通学路を除く郊外地において観光に資する道路として、特に、重要な区間を市街地並みの管理を行うとしております。

以上のことから、町としては交通安全対策、景観を配慮しながら、随時、草刈りの要望をしておりますし、町内のイベント開催に合わせて、特に草刈りの要望もしているところでございます。

また、MGロードの道路整備についてのご質問の中で、ウエルカムロードというお話もございましたけれども、歩道部分につきましては、私ども見ていますけれども、かなり不陸等ありまして、傷みが進んでおります。そんな事から、道路管理者でございます北海道に対し、歩道の全面改修について要望をしているところでございます。以上でございます。

議長（波岡玄智君） 石橋議員。

2番（石橋節男君） 道道の草刈りは、原則として年に1回と承っておりましたけれども、担当課の努力により年に2回。それも春のうまいもん市、秋の岬まつりの開催前に実施されているという事で、大変賢明な方法だと思います。

しかしながら、観光客はこれらイベントだけに訪れる訳ではありませんし、草の伸びも、その年の天候に左右されます。今後は、もう少しタイムリーに実施できないものかお尋ねをしたいと思います。

議長（波岡玄智君） 建設水道課長。

建設水道課長（佐藤佳信君） ただいまの議員おっしゃったとおり、道道においては、基本的に年1回という事になってございます。浜中町においては、先ほども、お話がありましたとおり、イベントに合わせてお願いをしております。今回も、岬まつりに合わせて実施をしております。それは、承知していると思います。

草刈りにつきましては、なかなか予算の事もあるでしょうし、北海道、全体としての考え方もあろうかと思っておりますけれども、なかなか回数の増というのは、難しいのが現状でございますが、折に触れて、お願いをしていくということで考えております。以上でございます。

議長（波岡玄智君） 石橋議員。

2番（石橋節男君） 私としては、その説明に納得いたしました。いずれにせよ快適なドライブが出来るように、今後とも雑草駆除に引き続き、ご努力をお願いしたいと思います。質問を終わります。

議長（波岡玄智君） 8番竹内議員。

8番（竹内健児君） 通告に基づいて質問いたします。

まず、浜中町の汚染稲わらの対応策についてでございます。現在、浜中農協において、出荷をしていない牛が残っておりますけれども、出荷をした15頭のうち、釧路屠畜で処分された牛が4頭、残りの11頭は、東京あるいは青森で処分されているということですが、15頭のうち屠畜で処分された4頭については、肉の汚染度を調べて結果が出て公表されておりますが、東京、青森等の出荷の牛についての結果は、どのようになっていますか。分かればお知らせ願いたいと思います。

議長（波岡玄智君） 農林課長。

農林課長（箱石憲博君） ただいまのご質問にお答えをしたいと思いますけれども、15頭販売されておまして、4頭については釧路で屠畜され、11頭については東京都及び青森で屠畜されておりますが、この間、7頭分については判明をしております。残りの4頭分については、私どもの方には、未だ調査中という事で正確な情報が入っておりません。この7頭のうち東京、青森それぞれ2頭分ずつだというふうに記憶しているのですけれども、4頭から基準値内のセシウムが検出されておりますけれども、残りについては検出されておられません。以上でございます。

議長（波岡玄智君） 竹内議員。

8番（竹内健児君） そうしますと、これは多分、後も追及されると思うのですが、追跡するという事になると思うのですが、それは公表される可能性というのはあるのですか。

議長（波岡玄智君） 農林課長。

農林課長（箱石憲博君） 定かではございませんけれども、結果が分かれば、公表されるものと思っております。以上です。

議長（波岡玄智君） 竹内議員。

8番（竹内健児君） 結果が分かればという事は、分からない可能性もあるという事なのではないでしょうか。もし、分からない可能性があるとしたら、トレーサビリティをやって

いる訳ですから、どういうふうに流れているかというのは、分かるはずですね。販売に全部回って、残って無いと言うことなののでしょうか。それとも、そうでないのでしょうか。

議長（波岡玄智君） 農林課長。

農林課長（箱石憲博君） 多分、今ご質問の頂いた後段の方だというふうに理解をしております。17頭目が確認されてから、相当、時間を要しておりますので、恐らく既に消費されて詳細が掴めないものかと、その様に思っておりますけれども、これも憶測でありまして、定かではありませんので、いずれその辺の調査結果が出れば、また町の方にも報告があるものと思っております。以上です。

議長（波岡玄智君） 竹内議員。

8番（竹内健児君） 判明している数値はどのぐらいの数値ですか。健康に問題がないと、一般に健康に問題がないというような言い方をしているのですけれども、色々、食べ物ですから、どういう数値になっておりますか。

議長（波岡玄智君） 農林課長。

農林課長（箱石憲博君） 基準値以内という事で、正確に数字は把握してございません。以上でございます。

議長（波岡玄智君） 農林課長。

農林課長（箱石憲博君） 食品については500ベクレルです。以上です。

議長（波岡玄智君） 竹内議員。

8番（竹内健児君） これは、肉の場合もベクレルを使うのですか。シーベルトじゃないのですか。

議長（波岡玄智君） 農林課長。

農林課長（箱石憲博君） シーベルトは大気中と言いますが、そして取り込まれた部分はベクレルという形で整理されております。以上です。

議長（波岡玄智君） 竹内議員。

8番（竹内健児君） 稲わらの暫定基準値というのは300ベクレル。そして、浜中で出たのが、その6倍の1,800を超える、そういう数値だったというふうに、私は記憶しているのですが、内部被ばくの場合は、シーベルトの単位ではなかったでしょうか。もし間違っていたらすみません。

議長（波岡玄智君） 農林課長。

農林課長(箱石憲博君) 訂正をさせていただきます。今、議員おっしゃったように、人に与える影響がシーベルトでございまして、出す方がベクレルでございます。以上です。

議長(波岡玄智君) 竹内議員。

8番(竹内健児君) そうしますと、今現在、残っている牛は38頭居るわけですね。15頭データがある訳ですから、その残留牛の措置の問題ですが、どういうふうになっているのか。出してはいけない、出荷は控えなきゃいけないとなっているのか。

あるいは、出荷は良いですよと、出荷した場合は勿論、調べられると思うのですが、ただ私が問題にするのは死んだり、あるいは生体の生きたままレンダリングに出す場合、どうするのかという問題が残ると思うんですね。肉に出す場合は、ちゃんとした肉の処理場に入って、ちゃんと検査もされると思うのです。一般流通する訳ですから、問題がなければ、その数値も公表されるというふうになると思うのですが、死んだりあるいは病気で肉にならないと、それはレンダリングに出すという事の場合、どういう指導がされていますか。

議長(波岡玄智君) 農林課長。

農林課長(箱石憲博君) 現在、いわゆる肉牛として飼育されておりますのは、ご案内のとおり、農協の育成牧場さんのみでありまして、現在の残っている牛は37頭でございます。この汚染された稲わらを給与された牛が、当時53頭、その内15頭は出荷されておりますので、残り38頭ですけれども、5月に実は1頭死亡されておりまして、これは、この汚染稲わらが発生する以前の話でございましたので、通常どおり北海ケミカルで処分されております。

したがって、現在37頭の牛が飼育されております。今後につきましては、農協さんの方のお話をお伺いしたところ、北海道からの指導もございまして、屠畜した場合には、当然検査をするという、それ以外は移動禁止という事になっております。以上でございます。

議長(波岡玄智君) 竹内議員。

8番(竹内健児君) 移動禁止ということは、死んだ牛は何処に搬入するのですか。売れるのですか。どういうふうに処分するのですか。

それから1頭については、5月という事で、それは汚染稲わらを与えてはいない牛だという解釈ですね。そういう事ですね。1頭死んでいるんでしょ。1頭5月に死んで、

それはレンダリングに出したと、何処に出したんですか。何処で処分をしたのですか。

議長（波岡玄智君） 農林課長。

農林課長（箱石憲博君） 先ほど申し上げましたけれども、汚染の稲わらを給与された牛は53頭で、そのうち15頭が販売されまして、残り38頭でございますけれども、5月の日にちは定かでございますが、5月に1頭死亡いたしまして、これは北海ケミカルで従前の処理をされております。そして残り37頭を飼育されているという状況でございます。

また、これが万が一、そういった死んだ牛とかが発生した場合ですけれども、これらについては、今、北海道の方とも協議はしているのですけれども、取りあえず、こういう処分にしてという事は、まだ指導といいますか、なされておられません。一応、死亡するというのは前提になくて、現在、生きている37頭の飼育されている牛については、従前どおり飼育をして、適当な時期に屠畜した場合については、検査を必ず受けなさいと、それ以外は移動禁止ですから、自分のところで飼育を続けなさいといいますか、そういう形で指導を受けています。以上でございます。

議長（波岡玄智君） 竹内議員。

8番（竹内健児君） 5月に処分された部分については、まだ稲わらの問題は出てなかったという事で、へい獣処理場に入って処分されたということですね。そうすると、稲わらは食べた、食べないという問題は解らないと言う事ですか。まるっきり食べていないという事になるのですか。そこをはっきりしてください。稲わらを食べた牛が53頭居て15頭は出荷したと、53頭なんだけれども、1頭は死んだからレンダリングに持っていったと。その1頭は稲わらを食べたのか、食べていないのかという事を私は聞いているのです。

議長（波岡玄智君） 農林課長。

農林課長（箱石憲博君） 先ほどから、これで3度目の答弁になりますけれども、稲わらを給与された牛は53頭と申し上げております。15頭が販売されましたので、残り38頭のうち、5月に1頭亡くなったと申し上げております。

これについては、この汚染稲わらが発生する前のお話でございますので、従前どおり北海ケミカルで処理されております。と申し上げておりますので、御理解いただきたいと思っております。以上です。

議長（波岡玄智君） 竹内議員。

8番(竹内健児君) そうすると、食べているか食べてないかの問題ではないという事なのですか。どういう事ですか。食べていたんでしょ。53頭の内に入っていたんでしょ。この1頭は。それが死んだから処分したんでしょ。処分されたら...

議長(波岡玄智君) 暫時中止します。

(中止 午後 1時20分)

(再開 午後 1時21分)

議長(波岡玄智君) 会議を再開いたします。

竹内議員。

8番(竹内健児君) 食べているのであれば、このレンダリングに出されたら、レンダリングでどう処分されたかというのが必要になるのでしょうか。レンダリングで処分されている訳ですから、レンダリングというのは、小動物だとかの、そういう餌になる訳ですよ。あるいは、骨粉にしたりする訳ですよ。

そしたら、食べた牛がそこで処分されて、そういう所に出回っているという事になるから私は聞いているのです。そういうことはなかったのですか。もし焼却処分されているということであれば、その灰はどう処分したかというのは問題にならないですか。

だから食べているのであれば、それなりの処分の仕方が、あるだろうという事を私は聞いているのです。レンダリングに出せば、もうそれで終わりじゃないですよ。BSEだって、ちゃんと検査してOKだという事もやる訳ですから、私はもうちょっと話を進めますけれども、レンダリングに実は、こういう場合はどうするのですかと、私、獣医ですけれども死んだ牛だとか、あるいは生きた牛で、どうしても出さなきゃならないと、肉にならないというような場合は、どうしているのですかと言ったら、前もって言ってくださいと。そして受入られるかどうかは、振興局なり道と話をして対応します、とこういうお話であります。

だから、それはこれからの問題として37頭残っている訳ですから、37頭の処分というのは、これから問題になる訳ですよ。死んだ場合も生きたまま出す場合も、レンダリングに出す場合、これはレンダリングの所で受入られたら、それはちゃんとした処分をしなければいけないのですから、道の指導を得ながらやりますという事になるし、当面は受けられませんと言っていました。直ぐは受けられませんということを書いておいたけれども、それを聞いているのです。だから、この5月に死んだ1頭というのは、私はどういうふうに処分されたのだろうかという事を聞いているんです。レンダリングに

出したという事は分かりましたよ。それ以上の事は指導されていないという事でしょうか。それは、それなりにそうであったら良いですけども。

議長（波岡玄智君） 農林課長。

農林課長（箱石憲博君） 5月に死亡した牛については、北海ケミカルさんに引取ってもらったのですけれども、その後の処理動向については把握してございません。

また、北海道の方の指導からも、その部分の調査等々は伺っておりませんので、そういう状況でございます。以上です。

議長（波岡玄智君） 竹内議員。

8番（竹内健児君） どうして私こういうことを言うかということ、まだ残って居るんですよね。37頭稲わらを食べた牛が。そうすると、この稲わらを食べた牛は、普通の屠殺場に行けば、これは肉を全部調べてくれる。しかし、レンジリングには、そういう調べる機械がないのです残念ながら今。そういうふうに答えておりましたけれども、そしたら、どうするのですかと言ったら、基本的には受入を待ってもらおうというふうに言っておりました。道の指示を得て、どうしても引受なきゃいけなければ、それなりの処置はします、という事だったんですね。

そういう点では、この風評被害というのは、やっぱり起きた時点を全部明らかにしていけないと、風評被害というのはなくならないと思うのですね。そういう意味で私は、この問題はこれからも起きてくる問題なんですよ、というのは、中々病名は付けられない牛だっているんですね。これを出したいと、この牛ちょっと病名は付けられないのだけれども、どうしたんだい。もう飼育するのに太らないから出したいと。汚染の稲わらを食べていますと。ちょっと待って私、防疫員としては、それは引受けられませんと。私は診断書を書く場合、汚染された稲わらを食べた牛だという事を書かないと、私は指示書出せません、という話をしたんですね。

そしたら、それは間違っ、出すつもりではなかったんだという事が後で判明したというような、実例がある訳ですね。もし聞かなかつたら、そのまま通ってしまう。それで追跡調査されるでしょやっぱり。残った牛は、死んだ牛がどう処分されたかという、分からないうちに処分されていたら、これは大きな問題になるから、私は聞いたかったのです。そういう点で、まず何故セシウムに汚染された稲わらが問題になるかという事なのです。それは、どういうふうに風評被害との関係で押さえておりますか。

議長（波岡玄智君） 農林課長。

農林課長(箱石憲博君) 議長にお願いを申し上げます。今のご質問を私ちょっと理解できませんので、もう一度お願いしたいと思います。

議長(波岡玄智君) 一時中止いたします。

(中止 午後 1時27分)

(再開 午後 1時28分)

議長(波岡玄智君) 農林課長。

農林課長(箱石憲博君) セシウムに汚染された稲わらを給与された肉牛が、食肉として出回るその事によって、いわゆる放射能汚染された牛肉という形で風評被害が起きていると、この風評被害が起こったのは、どういう事かというご質問だというふうに理解をいたしましたけれども、ひとつ町内的に見ますと、実は7月19日に、いわゆるセシウムに汚染された稲わらを食べた牛から、セシウムが検出されたという事で、7月19日に北海道より緊急実態調査の指示がございまして、その祭、浜中町のいわゆる育成専門にやっている農家さん、また育成牧場さんに稲わらの使用状況を確認したところ、育成牧場さんで給与していたということを知ったところでありました。

それと同時に、翌々日の21日には、釧路振興局より担当の方が直ぐ現地に入りまして、稲わらのサンプルを収集し、結果7月22日の午後ですけれども、北海道よりセシウムが検出された旨の報道発表があったところでありました。これを受けて北海道は直ちに、疑いのある製品となった肉でございますけれども、店頭販売は避けるようにという事で、主に農協さんで売られていた訳でありますけれども、農協さんの方も早々に、この肉を撤去いたしまして、以後、販売をしてございません。その間、肉については108ベクレルという事で、基準値を下回っているという事が判明した訳でございますけれども、やはり今、御質問があったような状況から当分の間、販売は差控えたいというのが農協さんの考え方でありました。国内的に見ますと、やはり放射能の有害性については、一般的に認識されていると思います。

しかし、あの震災の影響を受けて、福島県の原子力発電所が被災し、放射能漏れが起こり、報道関係者は昼夜問わず放射能の危険性を報道してきたところでありました。その後、原子力発電所から半径20キロ地区の避難勧告が出されまして、専門家や研究者の放射能に対する様々な発言もございました。同時に周辺の農漁業や産業全体に対する影響が懸念される中で、特に農畜産物に対して、放射能の影響が大きめの報道が更にありました。食の安心安全を求める消費者が増えて来ている今日、実際に基準値を超える

セシウムが検出される等、一般消費者に更に不安を与えた事により、結果として健康や子供の成長を心配された消費者が放射能汚染が懸念される農畜産物を敬遠したと、そのように理解をしているところであります。以上です。

議長（波岡玄智君） 竹内議員。

8番（竹内健児君） 子供に影響があるという事で、セシウムというのは体に内部被ばく、これが大きな問題になっているという事があるんですね。セシウムの137というのはチェルノブイリの強制移住基準地区、この場合は1,480ベクレル1㎡当たり。

それから、飯館村の曲田地区というのですか、曲田地区では1㎡、2,200ベクレル。チェルノブイリより多い訳ですね。それが稲わらについて入ってくるということですから、浜中町で食べさせたやつも1,800幾らだということですね。6倍ぐらいですか。300ベクレルのね。そういうことで、それが体の中に肉を食べて入ってくる、あるいは野菜を食べて入ってくるという事になりますと、どういう影響があるかということですね。加藤議員の質問の時に言われていましたけれども、大人と子どもは違うんだと。それは、子供は非常にダメージが大きいんだということですね。DNAという遺伝子の部分を壊す、そういう傷つけるベータ線ですか、ベータ線を出すから、これが問題だと言われているんですね。

だから、乱発性の癌になるという事が、かなり時間が経たないと分からないと。何年も経たないと分からないと、そういうことが言われている。食べ物にかかわる問題ですから、風評被害というのは非常に大きいんだということになるかと思えます。

そういうふうに見ますと、セシウムの問題というのは、非常に大きな問題を持っているのではないかなと。この問題が起きて、私も農協の幹部の方と色々とお話をさせていただきました。直ぐ対応したというのは、非常に早かったと思いますね。風評被害があるし、全て明らかにするんだと。それが風評被害を止める1つの手段だと、一番の早道だという事を言っておられまして、これから今、道庁に行かなければならないという話もされておりました。

非常に忙しい中でお話を聞いたのですが、そういう点では、やっぱり対応は早かったというふうに思うのですけれども、私は、これからの問題として、このセシウムというものを、ただ風評被害という形で抑えるんじゃなくて、どれだけの影響を及ぼすかという基本的な事を抑えて、話をしていく必要があるのではないかなと、残された37頭、そ

れから現在残っている稲わらの処置、牛については、今さっきお聞きしましたからいいですけど、汚染された稲わらは、今現在どういうふうにされていますか。管理はどうなっていますか。

議長（波岡玄智君） 農林課長。

農林課長（箱石憲博君） 汚染された稲わらの保管の関係でございますけれども、約4トンぐらい残ってございます。これについては先ほど来、申し上げているように7月の実態調があった以降、他の物と隔離して出来るだけ外気に触れないように、D型ハウスの中で保管をしております。以上でございます。

議長（波岡玄智君） 竹内議員。

8番（竹内健児君） 現場を見て来られましたか。どういう状態だったんですか。

議長（波岡玄智君） 農林課長。

農林課長（箱石憲博君） D型ハウスは、結構年数が経ったものでございますけれども、前後の入口というのですか、そこに風が行ったり来たりしないように、ビニールシートで、きちんと固定して戸代わりにビニールシートを張ってといいますか、そういう形で保管してございました。以上です。

議長（波岡玄智君） 竹内議員。

8番（竹内健児君） 非常に不完全だと私は見みてきたんですね。稲わらのロール、何も巻いていない、ただロールで、多分私の記憶だと保管する時はシートを被せなさいと。そして外気に当てないように保管しなさいと立入り禁止です。こういう多分、指導がされているじゃないかと思うのですが、私の目から見たらシートも被せていないし、前に立入り禁止という札はありますね。そういう事はやられているのですけれども、何故そのシートを被せればということなんですね。アルファ線というのは、紙1枚で食い止められる、壁ひとつあれば食い止められる。ベータ線というのは、もうひとつ壁がないと遮蔽物がないと食い止められないと。

それから、ガンマ線というのは、もつとなまりの遮蔽物がないと食い止められないというような放射線ですね。だから、このセシウムというのはベータ線ですから、ただ剥きだしでは駄目だよと、ブルーシートを掛けなさいという指導は、多分されていると思うのですが、そういう状態に残念ながらなっていなかったもので、これは行政としても指導監督する立場ですから、これからちゃんと対応はしていただきたいと思うし、入口にブルーシートが掛けられていましたが、破れて少し開いているんですよ。こういう

のも、きちんと対応するという事が、私は必要だというふうに思います。これはお願いですので、完全なやり方ではないのではないかという事をちょっと厳しく。

それでは、残された牛のし尿処理はどういうふうにされていますか。

議長（波岡玄智君） 農林課長。

農林課長（箱石憲博君） 稲わらの保管状況の関係でございますけれども、ロールの稲わらを、そのまま保管する場合にはシートを掛けるという指導です。

ですが、今回はD型ハウスに納めているという事で、言わばシートを掛けているのと同じ状況というふうに判断をしておりますし、この一部シートが破けているというお話もございましたけれども、私が見に行った時には破れてはおりません。私の手が入りましたから、多少の全く密閉されているという状況ではありませんでしたけれども、一応、北海道の方とも、こういう形でOKですよということで、許可もらっておりましたので、それ以上のことは考えておりませんでした。その点だけ訂正をしていきたいというふうに思います。

また、糞尿の関係でございますけれども、これについても、検査を一応しております、糞尿についても基準値以下の検査結果が出されております。農協さんとしても、段々量が溜まってきますから、いち早く処分したい訳でございますけれども、これについては、国の方針がまだ出されていないという事から、他の糞尿堆肥と分けておきなさいという指導でございます、現在の育成牧場さんでございます1,089立米収容できる堆肥化の方に保管をしてございます。他の物とは区別して保管している状況でございます。

以上です。

議長（波岡玄智君） 竹内議員。

8番（竹内健児君） 堆肥化することだとか、あるいはし尿を処理することだとか、これから課題があると思うんですね。中々、その辺りが振興局あたりからの指導がきちんと出てきていないんじゃないかなと思うんです。それから処分の問題にしても、地方の行政の方では、自治体の方には伝わって来ないと。

多分、頭越しと言ったら言い方が悪いのですが、振興局と直に指導を受けているんじゃないかなと思うのですけれども、やっぱり地元の自治体がきちんと、それは把握しながら協力してやっていくことが、必要かなというふうに思いますね。是非、その事は、これから強力な体制を取ってやっていただきたいと。農協だとか共済組合というのは、道だとか自治体が指導監督する、そういう義務を持つ訳でしょう。そういう点で

は私、是非、臆することなく言っていただきたいなど。

今の状態は、やっぱりよろしくない状態だというふうに認識しましたので、これは私の見た目ですから、また別な見方もあるかと思えますけれども、是非そういう点での指導をお願いしたいというふうに思います。

それから次に、プルサーマルという問題に入りたいと思うのですが、今非常に大きな問題として、泊原発の3号機、これをプルサーマル導入計画が容認されたというようなことで大きな問題になって、そして今度の福島原発の問題で更に、この問題がやらせと絡まって大きな問題とされているのですが、このプルサーマルというのは、そもそもどういう内容なのか。簡潔に解れば教えて頂きたいというふうに思うのです。セシウムとの問題も絡みますので、どういう原発の燃料なのか、どういう方式なんだということをお答え願いたいと思います。

議長（波岡玄智君） 農林課長。

農林課長（箱石憲博君） ただ今のプルサーマル関係のご質問ですが、その前に先ほどの御質問中で、決して北海道と農協さんだけが通でやっている訳ではございません。必ず町もその中に入って現場も立ち会い、道の指導の下に、農協とも連絡を取り合って対応しておりますので、その点、誤解のないように、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

議長（波岡玄智君） 総務課長。

総務課長（上田幸作君） 泊原発並びに、この度の3月11日の福島第一原発3号機でもそうですけども、プルサーマル発電といいますが、そういう発電をしております。プルサーマルの概要という事で、私ども専門的には良く解りませんが、概略を申しますと、原子力発電は、そもそも最初、ウランを燃料として使って発電する訳ですけれども、そのウランが発電の過程で、プルトニウムという自然界には無いものが検出されます。このプルトニウムを、元々自然界にあるウランと混ぜ合わせて、モックス燃料といいますが、この表現をしておりますけれども、この燃料を使って再び、その原子力発電所で使用するということを、プルサーマル計画という、本当に概略でしか調べておりませんが、そういうことで一度使ったウランの中から、プルトニウムというものが出来上がって、それを尚かつ再処理してウランと混ぜ合わせて、別なモックス燃料という形にして、更に原子力発電所で燃料として使うという、それをプルサーマル計画というふうに理解しております。以上でございます。

議長（波岡玄智君） 竹内議員。

8番（竹内健児君） ウランは自然界には存在しないというふうに、私は理解しているのですが、自然界にはウランはない。これは、そういうふうに私は理解しているのですが、ちょっと調べてください。これは使用済み核燃料、再処理して今言われたように、プルトニウムとウランを混ぜ合わせた酸化物だと。モックス燃料と言われているんですね。

これがプルサーマルという言い方をされているのですが、プルトニウムとサーマルリアクターと、これが一緒になって造語ですね。それがプルトニウムのモックスの燃料の内容とプルサーマルの内容ですが、これはプルトニウムというのは、アルファ線、アルファ波を出すんですね。骨をかなり被ばくするというような内容だから、これが再燃料を利用して、そしてフランスで今事故が起きたんですけれども、あそこだとかイギリスで再処理されて日本に入ってくると。日本から核燃料の廃棄物を持ち出して、そして向こうで処理して持って帰るという形です。これは184cmの高さ、直径43cmで重さが500kgの死の灰を固めている物がね、それを送って向こうで処理して帰ってくるという事ですから、この表面の放射能というのは、どのぐらいかと言うと1,500シーベルトというふうに言われています。

これは20秒だけ、それを浴びちゃうと即死するというようなものなんですね。それが今、あの3号機で使う計画になっているという事だと思うのです。プルサーマルというのは、そういう内容だというのは私は理解しているのですが、死の灰というのは広島原爆の3個分が1日に死の灰を出す。原発から1年にしたら、原爆の1,000個分に値する日本では、これは処理というか貯蔵できないような状態があるのです。六ヶ所村では18回も延期しているのですね。処理出来ないような状態が続いているというのです。こういうものを北海道、この大自然、しかも第一次産業が盛んなところに置いてやるというのは、かなり私は大きな問題を抱えると思うのですが、そういう点で、このプルサーマル、これを即刻辞めていただきたいというふうに、知事に要請するつもりは、浜中町として、浜中町の首長としてそういうつもりが、あるのかないのか、お聞きしたいのですが。

議長（波岡玄智君） 総務課長。

総務課長（上田幸作君） 先ほどのウランと、プルトニウムの関係ですけれども、本当に専門的には良く分からないのですが、基本的に天然ウランという238とか、

232とかという天然ウランがあって、それを処理して核分裂を出来るウランに、再処理して、そのウランにも色んな何種類かがありまして、基本的には初めは天然的なウランを使って、それを原料として原子力発電所で使い、その原子力発電所で使った残りの中に、天然にはないプルトニウムが発生するという、そして、そのプルトニウムを色んな処理をして使えるようにして、プルサーマル発電に使うという簡単な流れでございます。

ただ今のご質問、撤回ですとか、営業停止につきましてのご質問でございます。確かに、この度の3月11日、福島第1原子力発電所の事故を踏まえまして、北海道各市町村ですけれども、6月28日北海道の市町村会、それから町村会連名で北海道知事に対しまして、今ご質問の撤回とか停止という事ではないのですけれども、今まで以上の安全性の確保を求めていますし、併せてこの地域、北海道に適した自然エネルギー、先ほどの再生可能エネルギーの積極的に活用できる仕組みを構築することと、それと併せて3点目として大間原発、函館に近い青森の大間原子力発電所が今計画しております。その3点につきまして、申し入れをしているところでございます。

それで、浜中町として、こういう撤回ですとか、営業停止の申し入れをとということでございますけれども、この先ほど言いました、北海道町村会で知事に申し入れた事もありますし、更にやらせ問題等の関係もありまして、今後、国・道の施策が変わっていくといいですか、進展を見ながら対応を考えていきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。以上です。

議長（波岡玄智君） 竹内議員。

8番（竹内健児君） 何故そういう事を言いますかという、やっぱりやらせの問題というのが全国的にも今問題になっている。特に北海道の場合、泊原発の場合は道も、それから国のシンポジウムも、やらせが発覚したということですね。これは北電の方で陳謝したというそういう事ですね。これはどういう事かという、判断を誤らせるそういうやらせがあったという事な訳ですよ。道民の命を守るべき状況の中で、こういうことは絶対に許されないと、強く抗議する必要が私はあると思うのです。

私が、何故そういう事をいうかと言うと、今回は稲わらの問題、浜中町で発生しているという、これは浜中町が悪い訳じゃないですよ。被害者ですからね。それから、やらせの問題が発覚したと、そうすれば当然、このプルサーマルの導入は止めるべきではないかというのが、普通考えれば当たり前のことじゃないかなというふうに思いますし、

それから今、営業運転を再開すると、容認するという事を知事が言われたのですが、最近ちょっと、ぐらついているところもあるのですが、そういう場合に、やっぱり自治体として、この第一産業を抱えている、海も山も抱えている自然豊かな浜中から、これは駄目だよと、こんな地震大国北海道で、こういうものを取り入れるのは止めるべきだという事を、私は町民の立場からも、やるべきではないかという事を思うのですが、全体の状況を見ながらという状況では無いと思うのです。その点はいかがですか。

議長（波岡玄智君） 総務課長。

総務課長（上田幸作君） 今のお話し、確かに状況を見ながらという事も、無いのではないですかというご意見ですけれども、確かに、現実的に北海道町村会、市町村会で停止してくださいという、撤回ではなくて安全性をもっと強化してくださいという申し入れをした訳ですけども、一部、道内の町ではなくて議会ですけども、議会で確かに3号機のプルサーマル計画の撤回と、それから廃炉など道内の泊原発の近くの町村の議会ですけれども、議会から具体的にそういう意見書が出されているのも事実でございます。

ただ、この後、やらせ問題等で、今議員おっしゃったように道の対応も変化が見られておりますし、そういった部分を見ながら管内、それから町村会、道内連携した形での対応も必要かと存じますので、先ほど言ったように、今後の展開と申しますか、進展を見ながら判断していきたいという問題だというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

議長（波岡玄智君） 竹内議員。

8番（竹内健児君） 私は、そういう甘い考え方では、まずいのではないかなというふうに思いますけれども、更に色んな事が明らかになってきていますね。

この献金の問題を今出されている。北電の役員から献金がされている、道知事に対してね。こういう問題だとか、それから泊原発の関連交付金、あるいは税収というのがありますが、この泊村、共和町、岩内町、神恵内村この4町に959億円つぎ込まれてということですね。最近、この4町に対して色んなアンケート調査をしたところ、この4町の首長さん反対だと。もうこんなものがあつたら困るという事を表明しております。

それから、原発をめぐる世論調査でも3月11日以降、道民の意識というのは激変しているという状況が報道されていますね。そういうところから見れば、6月の道新ですけども、これは廃炉にすべきというのが全国では82%、道内では60%。原発の付近

4町村では78%、お金を貰っている町村が、もうこれ以上駄目だというのが78%に達しているという事ですね。これだけ意識の変化が起きていると。

それから、後志管内の1市13町6村、これの市町村長が脱原発の表明をしてきていると言うことです。そうすると9月10日の共同通信社の全国の首長さん、ここでは原発新增設反対と、これは66%。それから国の事故対策、評価せず、これが88%。

それから、この全国首長調査に浜中町は調査されているんですか。アンケート調査みたいなのがあったと思うのですが、それはされているのですか。もしされているとしたら、どういう回答をされましたか。

議長（波岡玄智君） 総務課長。

総務課長（上田幸作君） そのアンケート調査につきましては、ちょっと今、記憶しておりませんので申し訳ございません。

議長（波岡玄智君） 竹内議員。

8番（竹内健児君） そうすると、浜中にはされていないという事になるかと思うのですが、これだけ変化をしているという点では、日本国民全体が、やっぱり命の問題として、非常に関心が高いし、今まで原発を控えていた近隣の首長でさえ、もう大変なことだというふうになっているんですね。飯館村の村長さんは、帯広畜産大学の獣医出身なんですね。もう凄く苦労されている訳ですよ。あの牛がバタバタと倒れて餓死していくと、見るに堪えないということを言われているのです。こういう状況の中に今、日本列島が置かれている。54基もあると、しかも活断層がたくさんある、そういうところに造られていると。

フランスで事故があったのだけれども、あそこは地震が殆どない所だそうです。それでも今度の問題では、考えなきゃならないというふうになってきていると。ドイツがそうだという事だと思うのですが、もう1点は全体にあるのは、それでも原発は安いんじゃないかと、コストが安く済むという事が言われているんですね。決してそうではないと、今言ったように再処理をしてモックス燃料を入れるということ。

あるいは事故が起こったら、この補償について、どれだけお金が掛かるか言うことから見たら、決して安いものじゃない。これはある試算があるんですね。発電のコストのそれを見たら、東電が出しているコストの計算と、学者が出している計算とえらい偉いがある。それは今言ったように、再処理燃料のコストを入れていない。入れているか、入れていないかの違いがここで出てくるんです。

だから、例えば原発のコストが1キロワット、1時間当たり10.68円だと。ところが火力発電では、石油を使う訳ですが9円90銭だと。それから水力は7円26銭だと。それから、一般水力は3円96銭というふうに出ているんですね。

だから、私たちが今までずっと言われてきた事が、まるっきり違う。そうではなかったということが、今だんだん明らかになっている。そうすれば当然、現在あるこの地球にある自然エネルギーを使った、本当に環境に優しいそういう電力を使うと。そういう方向に、私はなると思うのです。そうすれば、今言ったように、当然、東電に対しても知事の権限で中止したり、あるいは脱原発の方向をとるというふうに、私はならざるを得ないじゃないかなと、いうふうに思うんですね。だから周りを見て、自分のスタンスを決めるという方法も、確かに1つの方法だと思います。

しかし、命を守っていくという観点、あるいは動物の命を守っていく、海を守っていく、自然を守っていくという事からすれば、それは躊躇することは無いのではないかと、いうふうに思う訳です。未来の子供たちに残すのだというのであれば、私は今やらなければならぬんじゃないかと思うのですが、その点は、副町長どういうふうにお考えですか。

やっぱり執行者としての立場を、明確にさせていただきたいというふうに思います。道知事に営業運転再開を撤回するという事と、プルサーマル計画を中止するという要請をするつもりがあるかどうかという事を、この点について、お伺いしたいというふうに思います。

議長（波岡玄智君） 副町長。

副町長（松本博君） まず流れとしては、その前に知事は承諾を、去年ですか、している事はしているんです。承諾という意味では。ただ、この流れは議員も言われていましたけれども、3月11日以降、世界も含めて日本も含めて、大きく変わってきているというふうに思っております。

先日、新聞報道で見ましたけれども、福島県では当然、県の復興ビジョンを作った段階で明確に県の知事は脱原発を表明しました。その中で、これから造ろうとしている浪江小高原子力発電所の関係する町村でありますけれども、そこの浪江町というのが、今まで、その電源立地等初期対策交付金というのを、今まで貰っていたそうでありますけれども、それは知事が、県がそういうビジョンを作った以上、町として、その公金を受け取るべきでないという考えを表明して、それを拒否して金額は7,800万円と大きな

金額でありますけれども書いてありました。

なお、その時に南相馬市もその受け取りを拒否しているという事で、本当にこの災害のあったところ、そして一番苦しんでいる所では、その方向に動いているという状況だと、今回ご質問の泊原発のことで集中されていますけれども、決して泊原発を造る時に、浜中町に造っていいかと聞かれたこともありませんし、また、交付金をやるという事も聞いたこともありませんし、くれるとも言われていませんけれども、この流れの中で今、東北で苦しんでいる所を、いつもテレビの報道を見ていて、これでいいのかというのは、全国民が一番道民も含めて理解してきたとそう思っています。

それと青森に造っている大間だってそうですよね。県違いますから、今その事だって、何十キロ、50キロと言ったら、もう北海道に渡ってきますから、当然そのことが今、道民の中でも、考え方が変わってきているんだろうと思います。

ただ、先ほど議員もおっしゃいましたけれども、北海道の知事が、どうスタンスを取るかというのは、これから大きく変わってくると思います。そういう意味で道内の市町村が、どういう意向を示すか、これからどんどん町村会を通じて、そんな意向が集められてくると思います。今までは泊原発でいうと、関係する町村の意向しか聞いていなかったと思います。今度は当然、そこから離れたもっと広いところで、しっかり聞く事もあるでしょうし400～500キロも離れている、ここの浜中町、釧路管内、根室管内も含めて、その意向を含めて聞いてくると、そういう意味で、これからしっかりその事については、お話をし、するべきだと思っていますし、しないといけないと思っております。

今の流れとしては、そういう状況にあるのだと思っております。是非、その事も含めて、ただ首長が判断するのではなくて、先ほどの加藤議員の時の答弁と重なりますけれども、町民の意見、そしてまた町議会の意向を含めて、しっかりその事を含めて、出さざるを得ないと思っております。それが早いのか遅いのか、今は決して早い、遅いの状況ではなくて、今やらなきゃプルサーマルが、走ってしまうという時期でもあるのかも分かりませんが、これはそう簡単には進まないのではないかというふうに、今、思っているところであります。以上です。

議長（波岡玄智君） 竹内議員。

8番（竹内健児君） 是非、率先して声を上げて頂きたいという事ですが、何故その原発が駄目なのかという事ですが、ひとつは事故がない、起こらないという原発はない

訳ですよね。それともう1つは、処理方法も見つからないと、事故が起きた時にね。そういう状況なんです。死の灰を子孫に残して良いのかという問題なんです。処理できない状態が、今日本で起こっているという事をみれば、これはなるべく早く止めるべきだと、日本列島から無くすべきだというふうに私は思うので、その事を申し伝えたいというふうに思います。

それで、次の問題に入りたいと思うのですが、2番目の問題は、釧路の国際バルク戦略港湾の構想についてに入りたいと思うのですが、これは、つい最近穀物の考案として釧路市が選定された。それは他には、鹿島だとか名古屋だとか水島だとか志布志、ここが挙げられて選定されたという事なのですが、これは穀物輸入港としての、機能を果たすという事が挙げられていて、平成15年度までに水深14m、あるいは20年までに水深16mぐらいにして行きたいという事のように。この目的は、どういう目的なのか分ければ教えていただきたいのと、この構想に参画している企業名、これが分ければ教えていただきたいと思います。

議長（波岡玄智君） 農林課長。

農林課長（箱石憲博君） ただ今の、釧路国際バルク戦略港湾の関係の御質問でございますけれども、港湾と言いながらも、御質問の内容が穀物とか酪農に関係するものとして、私の方からお答えさせていただきたいと思います。ご案内のとおり釧路港湾、いわゆる日本の重要港湾の1つでございます、道東の経済の拠点的な大きな役割を担った港であります。

これは、昨年6月に閣議決定されました国の新成長戦略、これに基づいて閣議決定されているところでありまして、この釧路港湾の整備に係る部分で先般、釧路市議会においても、一部議論がされているようであります。この戦略構想に関して、特に私ども町村に、特別意見の徴集とかあるいは構成への参加と言ったような話は、なかったというふうに思っております。

また、必要性というか目的といいますが、ご案内のとおり現在、この穀物いわゆるトウモロコシが主体でございますけれども、日本は現在1,600トンぐらい輸入しているようであります。この殆どがアメリカからの輸入でございます、パナマ運河を通過した船が日本に大量輸送していると。昨今、このパナマ運河の改築と言いますが、これに伴って、輸送船の大型化が計画されているという部分と、実は中国が第2位のトウモロコシの輸出国だそうであります。

しかし、この中国が経済成長を伴って現在輸出しておりません。逆に数年のうちに、輸入する側に転じるのではないかというふうには報道されておりました、もしそういう状況になりますと、大きな船が入れる港へ穀物が輸出されると。そういった事も考えられるひとつで、今回、何としても日本の経済、あるいは北海道にとっても重要な、この穀物の輸入を輸出国から間近な釧路港で受け入れたいと、そのような事から、こういった構想が立ち上げられたというふうにお聞きをしております。この詳細については、先ほど申し上げたように、町村の意向等々、聞かれてございませんので、把握はしていません。以上でございます。

議長（波岡玄智君） 竹内議員。

8番（竹内健児君） そうしますと、この構想にかかわっている協議会のメンバー、これは分かりませんか。

議長（波岡玄智君） 農林課長。

農林課長（箱石憲博君） 大変失礼しました。この協議会の構成委員でございますけれども、大きく分けまして、ユーザー委員として9名、関連港湾委員として5名、関係行政機関から12名の26名で構成をされております。

また、ユーザー側委員9名につきましては、団体名、機関名のみ申し上げたいと思いますが、釧路貿易振興会、釧路港湾協会、道東飼料株式会社、釧路飼料株式会社、全国酪農飼料株式会社釧路工場、ホクレンくみあい飼料（株）釧路西港工場、釧路地区農業協同組合会長会、根室管内農業協同組合会長会、釧路西港開発埠頭株式会社この9団体、機関がユーザーの9名でございます。連携港湾関係として、苫小牧港湾管理組合、宮城県土木部港湾課、全国農業協同組合連合会畜産生産部航運課、全農サイロ株式会社、釧路水先人会、この5つが連携港湾関係として委員に入っております。

関連行政機関といたしましては、国土交通省北海道開発局港湾空港部港湾計画課、同じく釧路開発建設部、第一管区海上保安部釧路海上保安部、函館税関釧路税関支署、小樽検疫所釧路出張所、横浜植物防疫所札幌支所釧路出張所、北海道総合政策部地域づくり支援局、北海道建設部航空港湾局物流港湾課、北海道農政部農政課、北海道釧路総合振興局、釧路市、釧路市水産港湾航空部、以上の12機関でございます。合わせまして26委員で構成されております。以上でございます。

議長（波岡玄智君） 竹内議員。

8番（竹内健児君） そうしますと、この構想に浜中町として、どういう意見を持つ

ておられますか。考え方を持っておられますか。

議長（波岡玄智君） 農林課長。

農林課長（箱石憲博君） 浜中町として、どういう意見を持っておられるかという、ご質問でございますけれども、先ほど申し上げましたように、当初交渉の中で、浜中町ばかりではございませんと思いますけれども、他の市町村も含めて、特に意見徴集とかは無かったというふうに思っております。

ただ、いただいた資料等々見ますと、この国際バルク戦略港湾構想を見る限りでは、従来の、いわゆる穀物については、釧路港に輸入されていた訳でございますけれども、ご案内のとおり、釧路港の埠頭は、マイナス12m岸壁がございます、大体5万トン級の船しか入港できないそうでありまして、先程申し上げましたように、今、パナマ運河を通過する、いわゆる穀物移送船大型化が構想されておまして、今後6万トンと、7万トンクラスの船が就航する予定だそうでありまして、

これは当然、釧路港に直入港できない訳ですから、現在、一度鹿島港に入港し、若干の積荷を下ろし軽くして、釧路港にまた戻って来て水揚げをすると、そういったルートと言いますか、そういう形で穀物等々の輸入がなされております。この事は、単に考えても輸送コスト面で、言わば後々、穀物飼料となった際には、コストの添加と言いますか、割高に繋がるのでありましようし、それが直で釧路港に入ってくるとすれば、コスト的にも安くなるし、船の大型化がされますと当然、今まで以上より多くの量が輸入されるという事で、いわゆるスケールメリットが発生して安くなる。そういった予想は立てられているようであります。

そういった観点から、この穀物に関しますと、本町にとっても、酪農経営されている皆様方には、若干の飼料が安くなる、そういうメリットはあるのかなというふうに考えております。以上でございます。

議長（波岡玄智君） 竹内議員。

8番（竹内健児君） そうしますと、今、円高の基調の中で2分の1くらい安くなるのではないかなというふうに思うのですが、ドルを円換算にすれば、昔と比べれば大きく違う訳ですが、つい最近と比べても110円台が77円台だとか、80円台になっていると。

それが配合飼料等、穀類に跳ね返っているかと、決してそうならないと。農家の実態というのは、まだ高止まりだというような状況がある訳ですね。パナマックスで、

安い穀物が入ってくるかのように言う訳ですけれども、無尽蔵に入ってくる可能性があるか、どうかという疑問もある訳ですよ。これは色々な考え方があって、安くなって良いという人も居るし、いやいや、これは今、道が考えている北海道の酪農を考えたら、こんなに頭数は増えないよ、というようなことからすれば、そんなに穀類使うのかというような事もある訳ですね。

そういう事から全部考えた上で、浜中町として、やっぱりこの港湾というのは、我々の側として、どういうふうな役割を果たすんだということは、考えていく必要が、これからあるのではないのですかね。内容を見ますと、JAの幹部の方も協議会に入っておられると、幹部の中でも色々ある訳ですよ。

例えば、そんなに簡単に安くならないよと。それで、そんなに配合飼料食わして搾ったら大変なことになると。どうするんだと。大きい農家は残るかもしれないけれども、中小の農家は潰れてしまうよというような話も出たり、本当にこのバルク港というのが、農家や近隣の町村が、本当に賛成出来る内容なのか、どうなのかというのは、やっぱり十分検討が必要だというように思うのです。

それで配合飼料の給与量というのは、それから増えるのか、あるいは頭数がどんどん増えるのか、浜中の近代化構想、それから北海道の第4期構想計画ですか、これから類推して、どのように推察されます。このバルク港構想の推察というのは、物凄く増えるという考え方なのです。それをたたき台にして、アメリカから、あるいはパナマから入れるという考え方なのです。

それで、本当にこの4期計画が、あるいは自治体で今作っている近代化計画構想、これが達成出来るのかどうなのか。そこは肝心なことなので、その基本的な考え方はどういうふうに思っていますか。

議長（波岡玄智君） 農林課長。

農林課長（箱石憲博君） 先ほども申し上げているとおり、この構想について、一自治体の意見等と徴集されてございませんので、いわば国の大事業でございますから、そこに一自治体の私どもが、意見を申し上げる立場にないというふうに思っております。

しかしながら、議員ご質問があったように、確かに釧路市さんで作られたと思うのですが、この構想段階では、乳牛並びに乳量が北海道の計画よりも伸びるような計画になってございます。これは釧路市さん、あるいはこの委員会の中で検討されての数字だと思いますので、この数字に私どもが、色々言う何もものもないというふうに思いますので、

省かせていただきますが、北海道の第4期農業農村振興計画の中では、現状と申しますのは、平成20年の数字でございますけれども、現状の82万頭から78万2,000頭ですか、若干これは10年計画でございますけれども、2～3%減少する計画を立ててございます。逆に管内乳量は、390万トンから410万トンぐらいで、若干逆に乳量は伸びる計画になっています。

また、浜中の基本計画においては、乳牛、乳量とも若干の伸びと、横ばい程度の計画になってございます。そういう北海道や本町の計画に対して、この穀物を輸入するバルク港湾構想は如何なものかという、ご質問の趣旨だと思うのですが、北海道も将来に渡って、穀物をどんどん輸入し、どんどん牛に食べさせて限りなく乳を出そうという計画ではございません。北海道の第4期農村農業振興計画にも触れていますけれども、行く行くは穀物だっと思うようになって来なくなる可能性がある、そういった状況に対応すべく自給飼料の向上、これを全面に謳っていると思います。

本町もそういった意味では、穀物から最近では放牧酪農を取り入れながら、自給飼料の向上に、それぞれの分野で検討を重ね、あるいは研究もしておりますので、さらに穀物の使用が増えるというふうには、中々ならないのかなというふうに、担当部局としては思っております。

しかしながら、現実に以前まだ3割強は穀物依存で酪農経営がされておりますので、それが一気に減るとも予想されませんが、今言ったように、ややもすれば為替ルートで単価が上がったり下がったりもする、あるいは輸入手段の関係で高くなったり安くなったりする、当然、燃料費の関係もそうです。そういった不安定な状況から、一刻も早く安定的な経営を目指す為には、穀物、飼料と同等の栄養価のある牧草なり、そういったものに一生懸命努力をして、自給飼料の消費の起源を高めていこうと。

また、放牧酪農を取り入れる中で、牛の健康を考えて行こうと、そういうふうな形で、鋭意努力されているというふうに思っておりますし、本町の講想にも、そういう形で10年計画を立ててございますので、何とかバルク、これは俗に言うと経済全体の話になると思いますので、決してたまたま釧路港は、飼料と石油と石炭の輸入が多い港で、上がったものが全て釧路で処理される訳ではなくて、そこからまた、本州の方に内国船というのですか、国内を動くには移出移入と言うらしいですけれども、そういう形で、運行されているみたいですから、とにかく最初の拠点が大船で釧路に入れれば、今言ったように、コストやスケールメリットが大いにあるのですよと。

そのことによって、色んな経済効果が生まれますよと。それで、ホクレン丸も入っていますから、牛乳の出荷なりあるいは中には、牛も船で運ばれているというふうに思いますけれども、色んな意味で利用されている港ですし、本当に経済港としての港という事を、まず御理解をいただきたいなと、そういうふうに考えておりますし、そのことがイコール穀物飼料の給餌率の増加なり、あるいは家族経営的な農家への打撃というふうには考えておりませんので、御理解をいただきたいというふうに思います。以上です。

議長（波岡玄智君） 竹内議員。

8番（竹内健児君） 要するに、第4期計画があり自治体が出している、近代化計画なり、これ基本は自給飼料、これを基本にするんだという事ですね。この港湾構想というのは、戦略構想というのは、そうではないんじゃないかと。近隣町村をオホーツクの地域まで含めて、十勝から東北海道を視野に入れて、道路も整備するというようなところまで広がっているんですね。だから、そういう面で見れば、我々が考える構想以上の構想なんですね。そういう構想で、どんどん農業あるいは畑作、あるいは漁業まで行くかどうか分かりませんが、とりあえず穀物港としての役割というのは、牛と中小の家畜とあるいは鶏だとか、そういう事だと思うんですね。

だけど、全体の動きを見たって、北海道のこの4期計画を見たって、どんどん増えていくような状況にはないと。しかも自然環境、これを破壊しないような方向で農業を続けなきゃならないということを言っている訳ですね。その事と私は、この構想とは大きな矛盾を抱えるのではないかなというふうに思うのです。

これは色んな考え方がありますから、農協の組合長の方達はコストが安くなって良いんじゃないかという組合長も居りますし、いや、そうでないという組合長も居りますし、町村の首長の方だって、こういうふうに言っている方が居るんですね。輸入穀物だとか、飼料に依存する生産構造には限界がある、そして資源循環型の酪農に転換し、実践することが重要だと言っている首長さんも居るわけですね。

反面、そうでないという人も居ますけれども、もう一つは、社会的なこの経済情勢の変化というのを見る必要があると思うのですが、発展途上国、開発途上国そういうところでは人口が増加して、経済発展して異常気象も含めて、輸出国の輸出制限をしていると、こういう状況の中なので、無尽蔵に穀物というのは入ってくる状況に無いということなのです。

それが今、世界全体の動きだと、そうなりますと水の問題、穀物の問題、色んな問題

が絡まって大きな港湾を造ったけれども、入る物が無いというような状況に陥る可能性だってある訳です。それが莫大なお金が投入されるというふうに思うのですね。それで東港だとか西港が出来た経緯をみますと、最初の事業費というのは62億円あったものが、その1.76倍に膨れ上がっていると。計画の時よりも。それから西港では94億円の1.23倍に膨れ上がっている。これから何年経つか分からないけれども、そういう事態が起きる可能性だって考えなきゃならないだろうと思いますね。出来あがった時には、物が入らないという場合もあり得るかも知れない。それでお聞きしますけれども・・・

議長（波岡玄智君） あと3分しかございませんので、そろそろまとめた方がいいと思います。

8番（竹内健児君） はい。事業費はいくらで、負担は釧路市の負担が出ていますけれども、近隣町村の負担というのは無いのですか。お聞かせ願いたいと思います。

議長（波岡玄智君） 農林課長。

農林課長（箱石憲博君） 事業費は計画段階でございまして、先般の釧路市議会で答弁されていた第一期工事、これは2015年までのマイナス14m岸壁の新設でございますけれども、これについては、釧路市議会の方で222億円とおっしゃってありました。

また、これに伴う釧路市の負担は31億円と言っておりましたし、他の町村についての負担はございません。以上でございます。

議長（波岡玄智君） 副町長。

副町長（松本博君） 今議論されていますけれども、この釧路の釧路港のバルク構想とは釧路市を中心にして造られていますから、釧路市で負担して、釧路市でやる港です。整備なんですよね。

ですから、浜中町は負担する訳ではないですから、その事は別にお金が掛かる訳ではないですし、この餌を買う買わないというのは、これから、その餌がどれだけ安くなるのか解りませんが、安いと思ったら買いますし、高いと思ったら買いません。バルク港を造ったからといって、浜中町で何分の1の餌を、浜中町で負担するということ、そういう約束ありませんから、為替相場で、がらっと安くなってきたら、多分買わないと思います。そして、浜中町は基本的には、草地酪農で自給飼料をしっかりとって、土作りをしていこうと、そういう基本路線をもっています。

ただ、安い餌がくるとすれば、もし本当に安かったら利用しようということだと思えます。今、農耕飼料食べさせていますから、そういう面では、直ぐストップだとか、すごくオーバーするということはないと思えますけれど、それをうまく利用して、釧路に運ばれて来た穀物を利用して、酪農経営をこれから続けるんだと思っています。

ですから、釧路バルク港が云々ではなくて、浜中町としては、そういう経営を目指していますから、余り心配されない方が良いでしょう。

議長（波岡玄智君） 時間ですので、これで一般質問を閉めさせていただきます。

十二分に1時間半という時間をとっておりますので、時間どおりやらさせていただきます。これで一般質問を終わります。

日程第9 議案第44号 浜中町税条例等の一部を改正する条例の制定について

議長（波岡玄智君） 日程第9 議案第44を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長。

副町長（松本博君） 議案第44号浜中町税条例等の一部を改正する条例の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、先に国会で審議されておりました、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して、税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律が、本年6月22日に可決・成立し6月30日に公布され、併せて関連する地方税法施行令の一部を、改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、同日付で公布されたことに伴い、関連する浜中町税条例等の一部を改正する必要がございますので、ここにご提案申し上げた次第であります。

この度の改正は、地方税法等の改正を受け、浜中町税条例に規定する町民税の納税管理人に係る不申告に関する過料及び町民税・固定資産税・軽自動車税等の不申告に関する過料を、現行3万円を10万円に改める改正を始め、寄付金税額控除の改正に伴う条項の改正、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例など、関連する項目について所要の改正をしようとするものであります。本改正につきましては、総務省から示されました、市町村税条例の一部を改正する条例（例）に基づいたものでありま

す。

なお、施行期日につきましては、本条例附則第1条において、同条但し書きで規定する第1号から第4号までの改正を除き、公布の日から施行することとしております。

以上、提案の理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、税財政課長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

議長（波岡玄智君） 税財政課長。

税財政課長（松橋勇君） （議案第44号 補足説明あるも省略）

議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

3番鈴木議員。

3番（鈴木敏文君） 確認させていただきますけれども、町内に住所等有しない納税義務者、何名くらいの方がいらっしゃるのか。教えていただきたいと思います。

議長（波岡玄智君） 税財政課長。

税財政課長（松橋勇君） 現在、詳しい資料を持っておりませんので、後程お伝えいたします。

議長（波岡玄智君） ほかにありませんか。

7番川村議員。

7番（川村義春君） 今回の改正については、不申告に関する過料等が多い訳ですが、3万円から10万円に引き上げになったという、歴史的その経過があると思うんですね。その辺を分かれば教えていただきたいと思います。

議長（波岡玄智君） 税財政課長。

税財政課長（松橋勇君） 地方税法の罰則の強化にかかわる背景といたしますか、3万円から10万円に変わった背景でございますけれども、元々1981年、今から30年ほど前になりますけれども、国税で脱税にかかわる罰則規定が設けられておりました。その1981年に従来の罰則は、3年以下の懲役または500万円以下の罰金というふうになっていたものを、この1981年の改正で5年以下の懲役または500万円以下の罰金というふうに引き上げられた経過がございます。

それから更に2010年6月には、先ほど申しました5年以下の懲役または500万円以下の罰金から、更に10年以下の懲役または1,000万円以下の罰金というふうには、昨年6月に国税が改正でされております。

元々、この開設された主旨につきましては、国の政策で脱税を解消して、税に対する

信頼を回復しようという狙いがございませう。それを受けまして、地方税におきまして、平成23年6月1日以降の違反に対して、罰則を3万円から10万円に強化するんだというふうに改正された経緯がございませう。

更には、私共の町税条例につきましては、先ほども申しましたとおり、市町村条例(例)で準則といいますか、模範となる条例にならって、3万円を10万円に改正しようとするものであります。これが浜中町独自で、この金額を変えるというような、そのような判断は中々難しいところではございませうので、条例(例)に従った改正とさせていただきますというふうに考えております。以上でございます。

議長(波岡玄智君) 川村議員。

7番(川村義春君) 歴史的な背景について、詳しくご説明をいただきまして、ありがとうございます。主旨的には、脱税をいかに防いで税収をきちんと確保するか、こういうことに尽きるのではないかと申すように思っております。理解を致しました。以上でございます。

議長(波岡玄智君) ほかにありませんか。

これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから、議案第44号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。

(休憩 午後 2時58分)

(再開 午後 3時28分)

議長(波岡玄智君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 1 0	議案第 4 5 号	工事負担契約の締結について
日程第 1 1	議案第 4 6 号	工事請負契約の締結について
日程第 1 2	議案第 4 7 号	工事請負契約の締結について
日程第 1 3	議案第 4 8 号	工事請負契約の締結について

議長(波岡玄智君) 日程第 1 0 議案第 4 5 号ないし日程第 1 3 議案第 4 8 号を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

副町長。

副町長(松本博君) 議案第 4 5 号から議案第 4 8 号までの工事請負契約の締結については、関連がありますので、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、3月11日発生の東北地方太平洋沖地震に伴う津波のより被災した、霧多布港暮帰別地区の災害復旧にあたり、公共土木施設災害復旧事業として、平成23年・24年度の2カ年の継続事業で復旧するとともに、被災の少なかった物揚場護岸左岸及び右岸の一部について単独改修事業として改修するもので、先の8月町議会臨時議会で予算議決をいただいております。

この復旧工事等にあたり、去る9月6日釧路・根室管内と町内業者4社による経常建設共同企業体4社と単独企業1社の5社により、指名競争入札を実施したところであります。

議案第45号の事業内容につきましては、霧多布港暮帰別航路護岸左岸災害復旧工事で、航路護岸左岸280.9mを復旧しようとするもので、入札の結果、宮原・赤石経常建設共同企業体が1億7,010万円で落札しております。

議案第46号の事業内容につきましては、霧多布港暮帰別航路護岸右岸外一災害復旧工事で、航路護岸右岸228.4m、物揚場護岸右岸38.7mを復旧しようとするもので、入札の結果、釧石・今井経常建設共同企業体が1億6,170万円で落札しております。

議案第47号の事業内容につきましては、霧多布港暮帰別物揚場左岸外二災害復旧工事で、物揚場護岸左岸75.4m、船揚場30.1m、マイナス1.5m泊地浚渫5,196立方メートルを復旧しようとするもので、入札の結果、村井・石橋経常建設共同企業体が8,610万円で落札しております。

議案第48号の事業内容につきましては、霧多布港暮帰別地区改修工事として、物揚場護岸左岸35.1m、物揚場護岸右岸83.4m船揚場止め壁30.1mを改修しようとするもので、入札の結果、真壁・丸物出口経常建設共同企業体が8,589万円で落札しております。

なお、工期は補助災害に係る議案第45号、議案第46号及び議案第47号につきましては、平成24年6月11日までとなっており、議案第48号の改修につきましては、平成24年3月16日となっております。

ここに、議会の議決に附すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に規定により議会の議決をいただきたく、提案した次第であります。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議長（波岡玄智君） これから、議案第45号の質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。
これから、議案第46号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。
これから、議案第47号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。
これから、議案第48号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。
これから、議案第45号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。
これから、議案第46号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。
これから議案第47号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから、議案第48号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから、議案第45号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第46号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第47号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第48号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第49号 平成23年度浜中町一般会計補正予算(第4号)

議長(波岡玄智君) 日程第14 議案第49号議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長。

副町長(松本博君) 議案第49号平成23年度浜中町一般会計補正予算第4号につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正は、財政調整基金積立金やルパン三世地域活性化プロジェクトに要する経費など、今後必要とされる経費について、補正をお願いしようとするものであります。

補正の主なものを申し上げますと、歳出、2款総務費では、基金積立金で地方財政法第7条の規定による5,000万円、浜中町財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例第2条の規定による50万円、計5,050万円を財政調整基金に積み立てるための補正のほか、ルパン三世地域活性化プロジェクトに要する経費は、道補助金の地域づくり総合交付金を受けて実施するもので、ルパン三世のキャラクターを活かした、ご当地グルメの開発にかかる講師謝金などで964万7,000円を増額するなど、総務費全体で6,669万7,000円を補正。

3款民生費では、指定寄附による積立金で、福祉振興基金に10万円を追加するほか、老人福祉施設措置費に要する経費で475万2,000円を追加するなど、全体で574万4,000円を補正。4款衛生費では、最終処分場管理運営に要する経費で、最終処分場環境調査アセスメント委託料として525万円を追加するなど、全体で636万5,000円の補正。5款、農林水産業費につきましては、1項、農業費では、農業委員会委員に要する経費の農業委員報酬不足分36万4,000円の追加など、84万5,000円を補正、2項林業費では、その他林業振興に要する経費の未来につなぐ森づくり推進事業補助の追加は、対象事業費の増によるもので164万5,000円の補正。3項、水産業費では、水産行政に要する経費で、漂着クジラの処分費用として10万円を追加するなど、全体で58万3,000円の補正。

6款、商工費では、商工振興に要する経費で、浜中町東日本大震災復興特別貸付資金利子補給の補正、13万2,000円など、全体で340万1,000円を補正。7款、土木費では町営住宅維持管理に要する経費で修繕料など、78万4,000円を補正。

8 款、消防費では、災害対策に要する経費で、衛星携帯電話 2 台分の購入費用などで 1 2 0 万 4 , 0 0 0 円を補正。9 款、教育費では、教育委員会事務局に要する経費で、琵琶瀬小学校閉校事業補助として 3 0 万円を追加するほか、教育費パソコン整備に要する経費で、パソコン等借上料など 2 1 7 万 5 , 0 0 0 円を追加し、教育費全体で 5 8 5 万 6 , 0 0 0 円を補正。以上により、今回の補正額は 9 , 3 1 2 万 4 , 0 0 0 円となります。

一方、歳入につきましては、国庫支出金・道支出金などを充当するほか、繰入金、繰越金などを財源として充てておりますが、1 0 款、地方交付税の減額、2 1 款、町債の追加は、交付額等の決定によるものであります。この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は、6 6 億 3 , 6 2 2 万 5 , 0 0 0 円となります。

以上、提案の理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、税財政課長より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議長（波岡玄智君） 税財政課長。

税財政課長（松橋勇君）（議案第 4 9 号 補足説明あるも省略）

議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。

歳入・歳出一括して行います。

7 番川村議員。

7 番（川村義春君） 数点にわたって御質問をさせていただきたいと思います。

まず最初に 2 5 ページ、ルパン三世地域活性化プロジェクトに要する経費、これは、新設でございますけれども、この新設の事業予算の財源は、地域づくり総合交付金 9 6 0 万円を充てております。事業の内容については、浜中町モンキーパンチプロジェクト、ルパン三世宝島プラン実施計画書に基づいての、提案というふうに受止めさせていただいておりますけれども、総事業費は聞くところによると、2 カ年の事業で 1 , 9 0 0 万円を見ているというふうにも聞いておりました。

この事業については、町もそうですけれども、商工会、観光協会が主体となって進めてきたものでありますし、また、先の議会の総経委員会の中でも、水木しげるロード及び記念館これらを視察して、その結果、経済効果が非常に高いというふうに言われておりました。本町のルパン三世プロジェクトを立ち上げて、様々な振興策が提言されているけれども、著作権の関係や費用の問題があって思う様に進まない状況から、今回、一転して地域づくり総合交付金を活用して、予算計上が図られた訳ですけれども、プロジ

エクトの現状課題を見据えて、目標を掲げておりますけれども、そのとおり進むであろうか、非常に不安であります。

また、テント市場を改造することの両組合の同意、これらについて得ておられるのでしょうか。町民への説明責任をどういう形でなされているのか、その辺もお聞かせいただきたいと思います。併せて、ルパン三世通りの町並み整備を行うということでございます。関連質問になりますけれども、この旧火防線道路を整備するということに反して、道道霧多布岬線の市街地に入ってくる花壇ボックス、これが町内会の意志を汲んでと言いますか、町内会では維持管理出来ないというような事から、4区の方から、3区にかけて花壇ボックスが閉じられているのです。

来年度以降、3区、2区、1区の方に一新会町内会の方に花壇ボックスの廃止というのが、続くのだろうなというふうに思っておりますけれども、観光をメインとした仕事を、これからして行こうとする矢先に、一方では、花壇ボックスが無くなる、そんな事で果たして良いのだろうかと、火防線道路については、役場の職員なんかも分担したり、商工会の職員が分担したりして、植栽、花を植えたりして綺麗にしている。片方ではメインストリートになる訳ですけれども、花なんかも何も無いと。せめてモンタナ松だけでも、残しておいて欲しかったなと思うのですけれども。これは土現に対して町が要請して、花壇ボックスを造ったはずなんです。そんな事で町内会の都合と言いましょか、土木現業所の方の予算が無くて、花が買えないという事なのか、その辺の実態の、御説明をいただきたいなというふうに思っております。これが1点目です。

それから、27ページの賦課事務に要する経費で、過誤納還付金及び返還金ということですが、共済組合の固定資産税の還付が61万円ということですが、ちょっと聞きとれなかったもので、これは土地なのか建物なのか。この辺を教えてくださいたいと思います。

それから、34ページから35ページにかけましてですが、6款、1項、4目湿原センター費、霧多布湿原に要する経費の13節委託料317万3,000円、これのシステム構築及び管理業務委託料という事で、浜中町の自然環境情報云々と、ちょっと詳しく聞き取れなかったんですよ。この中身をもう少し詳しく聞きたい。聞くところによりますと、NPOえんの森なのか、えんの会なのか、そのNPOを立ち上げる為に、8月末まで霧多布湿原トラストの会員であった職員を、雇用する為の経費というふうに聞いていました。月50万円の6ヵ月というふうに聞いていますけれども、この

辺を詳しく、先にお聞かせいただきたいと思います。以上です。

議長（波岡玄智君） 税財政課長。

税財政課長（松橋勇君） 27ページの賦課事務に要する経費で、過誤納還付金の客体に対する御質問でございますけれども、この客体は、姉別3丁目13番地にある、いわゆる農業共済組合の事務所でございます。昭和53年に建築された物でございます。以上です。

議長（波岡玄智君） まちづくり課主幹。

まちづくり課主幹（越田正昭君） 4点程の質問にお答えをさせていただきたいと思います。まず地域再生プロジェクトという形の中で、ルパン三世の浜中宝島プラン地域づくりの総合交付金、その中の地域再生加速事業という命題になっております。

先ほど、議員の方からご指摘を受けた、まず1点目でございます。プロジェクトの様々な事業展開をするその中で、不安要素もあるのではないかと御指摘を受けております。これについては、平成20年に商工会の事も含めながら、様々な業界関係者の中で、この40周年の部分をして、4年間協議をしながら整理をさせていただきました。

しかしながら、財源の確保が大変難しいという状況に陥った形の中で、本年3月の中で、前任のプロジェクトチームが既存であるわけですが、そこからの提案、提唱を受けながら、再度、町の中でどうあるべきなのかという事で、この中で、それらの財源も含めて検討させていただきました。全体的には、多くの部分を含めた事業展開でありまして、特に私たちの方では、その項目を9つに分けさせていただきながら、この2カ年と、先ほど言ったように、一部2年に亘る事業も含めて展開をさせていただきたいという形をとっております。基本はソフト事業に重点をさせていただきます。

まず、この町にルパン三世を活用して人に来ていただく、この構図を、まず基本的には、この中で人のやる事業という形で、実施をしたいというのが1つであります。その中の骨格として、先ほども言われたように様々なハードな部分も2点程、展開をしたいと思っております。現状の中で大変厳しいのは、御指摘のとおりハード部分になるのかなと思っております。

これも、それらの方々との話合いもさせていただいております。その中で特に両漁協との取り扱いになっております、テント市の問題の管理運営の在り方、それと、これに係る再生をかけて、このスクエアというものを作るという形をとっております。運営委員会というのは、それぞれの代表者を以て行っております。その中で協議をさせていた

だきながら農協さん、漁業さん、商工会、そして町が入った形で協議の中では、今あるこのテント市のあり方等も含めて、まずは、この新しい形での活性化に向けた取り組みをやってみようじゃないかというふうな御意見をいただきながら、取り組むところであります。

先ほど言ったように、管理問題それから運営という部分も含めて、これからまた整理をしていかなきゃいけない問題だと思っておりますし、この辺については両漁業との協議を踏まえて、どうあるべきなのかというのも、まだこれから先の考えもありまして、来年本格的に、この事業は動くという形の建物でございますので、それまでの間に、ある程度の方向性を導き出していきたいなと思っております。

それと、町民への情報の開示また町民への理解度はどうなのかということでございますけども、この4年間の中で、ある程度の部分は、先ほどの一般町民も含めて、この議論をさせていただきました。それらも公募しながら、色んな方々が入っていただいて、この町にどう合った形で、このルパン三世の部分であります、モンキーパンチさんの加藤先生を捉えた中で、この町づくりをどうにか出来ないものかと言う形で、この再生プロジェクトが、今になったという形になっておりますので、この辺は今後も、また情報を踏まえて、さまざまな形の中で町の方にはこの提案、またこういうふうな形で骨格をしていきますよという部分では、流していきたいと思っておりますので、御理解をしていただきたいと思っております。

道道の霧多布線の部分での、花壇のボックスであります。先ほど御指摘を受けましたように、4区町内会の一部につきましては、花壇のこれからの維持、それと管理という形の中で、植栽枘を撤去するという方向性は、担当者の方から、また町内会を集めた中で協議をさせていただきました。色々この歴史の背景がある訳でありまして、この中で、どうしても管理が出来ない、どうしても、それぞれの町内会の中での管理状況も、ちょっと違っているという事で、道の方からは、植樹に対する支援を受けているところですが、そういう形で町内会の管理上の問題もありまして、一部からは出ております。

それと今後の、霧多布市街地周辺の町内会の、このエリアに基づいている所には協議をさせていただいておりますが、その中では、まだ決めきれないという所もありますので、現状では、ちょっとこの辺は今後、どのような形になるのかというのは、はっきり私の方からは申すことは出来ないという事を御理解していただきたいと思っております。

それと併せまして、湿原センターに要する経費でございます。委託料の部分でのシステム構築という形を持っております。先ほども、話をしましたとおり、緊急雇用の創出推進事業という形の中での事業を執り行うという形を持っております。委託先という形では、特定非営利法人のえんの森という、代表としては二瓶昭さんの方から、この部分の申し立てがありまして、町の方の中で1名を確保して、今言ったシステムの開発、この中心となるのが霧多布湿原を捉えた中で、自然環境の変化、著しい変化をどう捉えていくのか、その中で、今システムの部分でありますGISという、地理情報システムというのが構築をされております。

その部分を活用した中で、環境情報の部分も湿原にあたる魚類・植物・それと鳥類それと併せて、そこにかかわる木等の状況もデータ集積をしたいと、それと合わせてデータの整理をして行きたい、それで将来に掲げる、このシステムに運用できるような体制づくりをして行きたいという形で、その中で、どうしてもこの委託という部分の中で、町で出来ない部分ありますので、委託という形の中で、これを受理して道の方に申請をして、道の方でそれらの部分の審査を頂きながら、的確だという形で、この事業になったところであります。

若干、説明不足がありますけれども、以上の形の中で執り進めて行くということしておりますので御理解願いたいと思います。

議長（波岡玄智君） 川村議員。

7番（川村義春君） 27ページの賦課徴収に要する経費については、理解をしました。25ページのルパン三世のプロジェクトの関係ですけれども、20年頃から商工会と4年間調整をしてきたと。財源調整が非常に難しかったという事であった訳ですけれども、今回の地域づくり総合交付金、これが2年間交付されるという事で、ほぼ100%の事業で推進できるということから、展開をしていくことにしたと。基本はソフト事業を展開していくという事でありました。

それで、ハード事業でありますテント市場、観光客が岬エリアに集中して行くという事で、今のテント市を改装するという事のように。これらについては、運営委員会で協議をしたということですが、活性化に向けた取り組みをしてみようということで、まだ先の考え方もあるということで、今後、これから方向性を見出したいという事ですけれども、そういう状況の中で、予算措置をされるというのは如何なのでしょう。ある程度、本当に骨格が決まって、ここにあるようなルパン三世宝島プランという、こ

の実施計画書に基づいて行くんだよという、意思表示があって予算付がされている、そして、この実施計画書が町民にも説明されているということが、本来の姿じゃないかなというふうに思っております。町民の説明責任についても、これからという話だったように思うのですけれども、これは本当に、これから説明をするという事でしょうか。

それと花壇ボックスの関係ですけれども、今後の見通しについては、不明だという、解らないというような答弁だと思うのですけれども、片一方では、火防線の整備をきちんとフラッグを造るだとかという事をやっておきながら、メインストリートで入ってくる部分、そこが整備されていない。その辺は、どうも一貫性がないんじゃないかなというふうに思うので、その辺の考え方を、もう一度お聞かせ願いたいと思います。

それと35ページの、霧多布湿原に要する経費の、システム構築及び管理委託料に関してでありますけれども、このNPOの設立目的を述べてもらいたいと思います。それで、なぜ湿原センター費に予算計上されなければならないのか。私はNPOえんの森というのが、多分緑の回廊だとか、三郎川の魚道設置あるいは、緑の回廊なんだろうけれども、そういった農村環境を良くする、そういう中で、こんなすばらしい環境の中で生産される牛乳、これは他の町と差別をすると、特化する為に、そういう事を一生懸命やると環境を良くすると、そういう為に立ちあげるNPOだというふうに理解している訳です。それで確認をしたいのは、そのNPOの設立目的というのはあると思うのです。それをちょっと教えていただければ、この予算は事業目的別予算だというふうに思っていますから、当初予算では、湿原センター管理運営に要する経費、それと霧多布湿原に要する経費というふうにあります。ここの霧多布湿原に要する経費については、学術研究助成金、それとそれを審査する審査謝金と費用弁償、これしか載ってないですね。何故ここに、こういうシステム構築の管理委託料が計上されなければならないのか。

私は、そういうNPOの設立目的から判断すれば、農水費の農業費の農業振興費あたりに予算付がされるべきではなかったのかなというふうに思っています。それと自然環境の変化とか、GISを活用してデータ集積整理をしたいというお話しでしたが、GISの協定については、自然環境情報データに関する協定書というのを、町と農協とトラストの3社で組んでおまして、前の館長さんは3月31日で退所されていますから、この人の権利というのですか、この人がこの物を、農協を経由して使うという事はあり得るかも知れないけれども、これがメインとして今お話しされたような、説明されたような中身ではないと思うのですよ。これについて、やっぱり使うとなれば協定書を結

んでいますから、3社の農協なりトラストなり町の許可を得ないと、データは使えないというふうに思っているのですけれども、この辺については聞いたところによると、GISについては、既にある程度のハンノキ調査だとか、湿原の調査推移をハードディスクに入れて、それぞれ3社が持っているというふうにも聞いていました。

ですから、退職された方が、何らここに関わってくるものではないなというふうに思っているのですけれども、かかわるとしても、私はNPOの設立目的からすれば、この科目ではないのではないかと、非常に私は理解できないのですが、その辺を再度、説明願います。

議長（波岡玄智君） まちづくり課主幹。

まちづくり課主幹（越田正昭君） 再質問にお答えをさせていただきます。

まずテント市の方向性の関係であります。説明不足の部分がございましたので、お話しさせていただきます。この骨格というのは、ハード事業ではなくてソフト事業なんだと。来年度に、この言われているルパンの、モンキーパンチのスクエアというものが、このテント市でやっていくという形を今思っています。

本来であれば、本年この事業を実施したかったですけれども、全体的な取り扱いの計画の中で、基本的にまず、観光客をどういうふうな形で来ていただくのかという形の持ち方の中では、今ある既存の利用の経緯、それと今、火防線に計画しています。フラッグの関係もありまして、火防線を、まず整備をしたいというのが実際にあります。これがメインのストリートの形成をすると、その中で、観光客については、当然、霧多布岬、アゼチ岬というのを、釧路バスの停留所合わせて、ゆうゆという観光の拠点の施設もあります。

そこを、まず骨格としてなさなければ、様々な部分の中で、ここに書かれているソフトの事業、食事も含めて色んな部分の中である訳ですけれども、それを出した場合、キーワードとなる骨格を作って行かなければならない。その中から、霧多布市街地の活性化というのを含めて、この事業の展開をしておりますので、そこからおろすという効果の中で、これがテント市のある部分が一番適当だろうという形で、課内の検討を踏まえて、決定をしたところであります。

ただ、この事業費等については、かなりの事業費を持つものですから、それらも踏まえる時に方向性としては、そういう形をやりますけれども、事業費的な部分も踏まえて、中身については、詰めなければならないなというところであります。コストの部分につ

いては、ある程度確定をして、2ヵ年計画としているという事でございますので、但し、若干補足説明の中で2ヵ年という形で思っておりますけれども、認定をかけているのは、まず1年だけをかけさせていただいております。審査自体は1年1年審査をしています。総合振興局の今年の認可はいただきました。次の認可は、今年やった部分の評価の具体的な、その中での結果をもって、次の2ヵ年目に行くという形になっていきますので、その2ヵ年目の骨格となるのが、このルパン三世のモンキーパンチのスクエアだと思っておりますので、これをもって、完結になるんだという形で取り組んでいるところであります。

住民への関係ですけれども、今のところ現状として、どのタイミングでやるのかという形は、この席上の中で、こうだという形にはなっておりません。

しかし、今、言った全体の骨格が、この10月から始めて行きたいという内情も9月末に全体で出ておりますので、10月からのタイミングを見計らって、この事業はしていきたいと思っておりますので、ご理解をいただければなと思っております。

火防線の整備であります。火防線の整備については、この歩道を改良したいと要望として、今、挙げております。これが通るかどうかわかりませんが、地元として、ここの道道の歩道の舗装面も含めて、ちょっと改良したいと言う要望をしておりますので、今この植栽にある部分での提案をしたいと思っております。

但し、先ほど言ったように、このメイン通りの1の通りは、この協議する上で一番の難点でありました。私達も霧多布の1の通りを、どうにか事業の中で展開出来ないか、フラッグ等も、この1の通りに設置をしたいなど。その中で、どうにか人が来て、そこで和んでいただくところですが、その辺は、土現さんとの協議の中で、進められなかったという部分はありまして、今、そういう形の中で現状の路線等については、この火防線という形で、進めて行かせていただきたいと、今この計画が進んでいるところであります。

それとシステム開発の関係でございますけれども、えんの森の基本的な部分の中身でございます。実際の事業の中身としては、信頼性を置いた中での取り組みをしたいということで、環境保全の事業展開をするというのが、第一の命題の中にあります。その部分については、調査と政策提案をしたいんだと。この会の中で植樹、魚道設置等の環境復元型の事業を展開していきたいと。併せて、総合学習及び環境教育等の講師派遣の事業を展開したいと。それと社会人の為の生涯学習事業、それと地域活性化の交流事業と

いうことで、5つ程の目的を持ちながら、この事業展開をしたいというところであり
ます。

当然、このえんというのは、先ほど言われた環境保全を中心に持ちながら、その中
で人々が、そこの中で暮らしていける環境、それと合わせて、そこにかかわる地域関係者
の方々の御理解をいただきながら、進めていくという事業になっております。この事業
の骨格の中で、何故このシステム開発をするのかという事ですけれども、実際、このえ
んの森の活動自体も、先ほど言われましたけれども、緑の回廊、それと合わせて魚道設置
という、前回、中山間の形で事業を進めていた部分を、ある程度、その事業も実施をし
ながら、そこに事業展開をして行きたいという所で、その中にデータシステムの、この
データというものが、全体像を入れこまなければならないという事で、今、進んでいる
ところであります。特に、今言われておりましたけれども、この湿原の部分で、湿原セ
ンター費に入れたのかという事でございますけれども、御指摘のとおり、検討をさせて
いただきました。その湿原を特化している訳ではなくて、緊急雇用の関係は、湿原と合
わせて今いった環境問題も含めると、そこにも入れなきゃならないのかなど。検討もし
た中で、既存の今ある、この動いている湿原を、まず基本テーマとして、この湿原に要
する経費の中に、入れさせて頂いたというのが現状でございます。次に、えんの森の設
立の目的、現状の事業の部分を話しましたけれども、住み続けたい、住んでみたいとい
う一つの地域づくりを、骨格として出して行きたいというのが、えんの森の目的であり
ます。

その中に、産業と環境が調和した持続的な暮らしを作りだしていければ、合わせてそ
れには、一次産業の地域では多様な生物が共存すると、それを安全安心な農産物を提供
できること、こういう形を持って、この事業推進この会を持って行きたいというのが、
主旨になっております。それには、先程も言ったように産業と自然が調和し、持続可能
な暮らしの確立が、環境保全に繋がっていくものだという形の中で、取り組みをして行き
たいという形になっています。

また、合わせてこの会は、様々な業種の企業の参加協力も呼び掛けておりますし、実
際には、産業の部分を踏まえて消費者への応援もしていきたいというのが、このえんの
森の事業であります。地域が一体となって、この森づくり、そして魚道づくり、そして
緑からの、回廊作りをしていきたいというのが、このえんの会の目的であります。その
中に、先ほど言った5項目の事業を実施して行きたいという所であります。

1点程、追加させていただきます。予算化した理由の関係です。先ほどもちょっと申しましたけれども、本来、雇用というでの観点から、この事業については、実際、先ほど言われたようなデータを、それぞれ構築をしていただき、その中で環境システムという部分と、管理運営状況という形を事業展開させていただくことになりました。

経緯といたしましては、8月31日に、先ほど議員の方から御指摘のとおり、この協定書の中で町の方に、この3社でのデータベースの事業運営というか、それぞれの管理をするという形をとりました。このえんの森から申し出があったのが、実は5月の末でありました。その中で、先ほど言った目的に沿って事業を展開したいと。その間で、雇用に1人入れたいという事で、お話を受けました。それで当然、この事業が、何処に当たるのかというのがありまして、先ほどお話しした雇用、またそれを含めて観光の分野にも当たるのか、それと農業振興の部分に当たるのかという事もありましたけれども、実際には今言った、観光の部分の中でと、湿原を捉えた中での調査という事で、湿原に要する経費ということで、入れさせていただいたというところでございますので、御理解していただければと思っております。

議長（波岡玄智君） 川村議員。

7番（川村義春君） 今の霧多布湿原に要する経費の話ですけれども、目的を今聞かせていただきました。NPOの設立ですね。はっきり言っているんですね。ここに住み続けたい、地域づくり、産業と環境が調和した安全、安心な農産物を生産していく、ひとつの方法だという、そういう目的が持たれているとすれば、この予算書は、私も財政を担当していた事もあるのですけれども、少なくとも事業別予算書になっている訳ですよ。

ですから、いくら緊急雇用創出事業の窓口が、まちづくり課であっても、前段に当初予算だと思えるのですけれども、枝打ち事業ですね。これも緊急雇用創設事業でやっていると思うのです。それは、農水費の林業費については、農水産だから目的別の予算であるが故に質問しているのです。これは、やっぱりちょっと違うんじゃないかなというふうに私は思って、どうも納得がいきません。

それと、もう一つはGISデータ、これはトラストから言わせたら一応完了したと。それで、データをそれぞれ共有して、今後植生の変化だとか、そういうものも追加していくんだというような話になっているようであります。ですから、全くトラストと元館長ですか、まるっきり関係ありませんという話ですから、まだ、そのデータを先方のと

ころに渡すという事については、そういう取り決めも何もしていないという話でした。その辺の曖昧さというか、まして枝打ち事業とかという複数の人間が、緊急雇用創出という形で使われるのであれば分かるのですけれども、月50万円の賃金というのは、妥当な線なんではないでしょうか。6ヵ月も。その辺も含めて、できれば副町長から答弁をいただきたいと思います。

それと、ルパン三世のまちづくりですけれども、話を聞いていて良く分からないんですよ。その辺をちょっと整理しながら、基本的な考え方を聞かせていただければというふうに思います。以上です。

議長（波岡玄智君） 答弁は3回ですから、後は許可致しませんので、分かり易く簡便に御答弁願います。

議長（波岡玄智君） 一時会議を中止します。

（中止 午後4時48分）

（再開 午後4時56分）

議長（波岡玄智君） 中止前に引き続き会議を開きます。答弁願います。まちづくり課主幹。

まちづくり課主幹（越田正昭君） それでは3点ほどの再質問にお答えをさせていただきます。まずデータベースの関係で若干、前後致しますけれども、そのお話からさせていただきます。

先ほどGISデータといいましたけれども、私の間違いがありました。このGISの本体事態は、まだ整備をされておられません。また今後、検討するという形の中で今進めております。えんの森から出ている事業というのは、先ほど言ったように自然環境のシステムといいますけれども、実際はデータを作り出す、それらの調査という形を持っております。このデータについては、魚類関係、鳥類それと植物さまざまな部分の、データ集積を、ここの中で実施をして、システムの開発これは、まだまだ先でございますから、今言ったようにGISというものが、これらの部分での中に、データとしてある程度広げてい行きたいという事でお伺いしております。

先ほども言ったように、その中で単価というか金額の話もされました。先ほど高額な人件費で、とられているのではないかとこの事でございますけれども、この金額につきましても、各民間のベースの基準での、その技術スキルを持った給与体系、それとNPO法人、それぞれの持っているベースの中での給与体系を基に、それらを道の方に照会を

させていただきました。申請と其中で、ある程度道の方は、この部分は適正だという事の判断を持って、この申請行為に繋げさせていただいておりますので、御理解をさせていただきたいと思います。

先ほどから出ております、ルパン三世、テント市場の関係でございます。この部分につきましては、2ヵ年で事業を、先ほどすると言い渡しをしましたが、

議長（波岡玄智君） 本日の会議時間は、議事の都合上あらかじめこれを延長いたします。

まちづくり課主幹（越田正昭君） これは来年の事業でありまして、その来年の事業の部分の骨格を、これから整備をしていかなければならない部分が、あるという事で若干、私の説明不足もありましたけれども、今これが実際にやるかどうかという事は、中身の議論は、この期間中に精査をさせていただきたいと思います。各関連団体がございますので、その中で整理をさせていただいて、これが本格実施出来るような、運営体制に作っていかねばならないと思っております。

それと、道道の花壇の関係であります。道道の花壇につきましては、町内の自治会とは協議をさせていただいておりますが、実際に、その一部自治会の方からは、今の花壇はとり止めて、マット方式をしていただきたいというのがありましたので、来年以降については、それぞれの自治体の方々と協議をするという事にさせていただいておりますので、まだ、これがどうなるという形では、町内会での議論をし、それらをもって今後、検討させていただければと思っております。

湿原センター費の関係の、事業別予算の関係でございました。データの蓄積という形の中では、湿原を中心にデータの解析を行っていくという形で、今ある予算の計上の中から、今この事業というのは多目的に、湿原というのは渡っているんだという事で、この事業の中に入れていただいた所ありますので、この辺、様々なご意見、また不適切ではないかという部分はありますけれども、これは現状の予算の中では、こういう形の処置しか出来なかったという事で、御理解をさせていただきたいと思います。

議長（波岡玄智君） 副町長。

副町長（松本博君） 歳入では緊急雇用ですよ。緊急雇用の中で予算をとらせてもらっています。当初でも見えています。それは雇用の関係ですから、この間、今まで林業でいったら2年程、林業の枝打ちの関係でやらせてもらっています。それ林業費でとらせてもらいました。

それから、湿原センターの公園の関係もセンター費に持っていったと。それから去年エゾシカで、まちづくり課で持っていますから、エゾシカの調査をやらせていただいて、今年度は町民課に行きました。その継続されたというか調査項目、確かに去年付けたのは、まちづくり課で、この緊急雇用の窓口が労働の関係ですから、受けて協議をしたら、どうも環境政策になってくるだろうと、その関係で町民課の方に行ったという経過なんですよ。

今回のも本来であると商工労働かも分かりません。ひとつの緊急雇用で行ったら、どこになるのか分かりませんが、そんな関係で考えていた所が、まちづくり課の緊急雇用の方で動いていたものですから、それと調査関係も含めて、まちづくり課がやるという事で、今回そういう組ませ方を、その中に入れていたという状況であります。それが正しいのか、良いのかという事になってくると、疑問が残るところでありますけれども、そんな関係で、今後も、その予算化含めて入れるところ、それからまた変更することも含めて、今年度こういう形で調査が主として、湿原の調査も含めてやるという事で、この中に入れさせてもらっていますので、その経過を御理解いただきたく思っております。

以後、そんな形でしっかり予算化含めて、予算化する時には、この項目では本来であれば緊急雇用ですから、そういう事も含めて進めて行きたいと思っております。よろしく御願いいたします。

延会の議決

議長（波岡玄智君） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会することに決しました。

延会宣告

議長（波岡玄智君） 本日はこれをもって延会いたします。

（延会 午後 5時 5分）

以上のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するため署名する。

浜中町議会 議 長

議 員

議 員

